

第三次青梅市農業振興計画

農の郷 青梅 ～未来へつなぐ青梅の農業～

平成28年3月



青梅市

はじめに

本市では、都市近郊にありながら露地野菜や果樹、茶など多様な農畜産物が生産されていますが、農業従事者の高齢化や担い手不足、消費者ニーズの多様化等、農業を取り巻く環境は厳しいものがあります。

こうした状況の中にあっても農業者の努力により、市民の食卓に新鮮で安全・安心な農畜産物が供給されています。また、その生産基盤である農地は、環境保全や防災の拠点などとして機能するとともに、市民が日常的に自然と触れあえる場となり、潤いや安らぎを提供するなど、多くの役割を果たしています。

食の安全・安心に対する市民の関心が高まっている中、本市では、環境に配慮した農業をさらに推進していくことが求められています。また、都市近郊という立地条件から、市内に限らず市外から新規に就農をする方もいらっしゃるなど、本市の農業は様々な発展の可能性を秘めています。

本市の農業を維持・発展させ未来につないでいくため、このたび「青梅市農業振興計画」の見直しを行いました。農業の魅力を再発見するとともに、市民が農業に接する機会を確保し、農業者と市民の相互理解が図られることを期待しています。

本計画を推進していくためには、行政や農業者だけでなく、市民や事業者等も加えて地域一体となって取り組むことが重要です。引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

計画の見直しに当たり、青梅市農業振興計画策定懇談会委員の皆様、そしてご協力をいただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

平成 28 (2016) 年 3 月

青梅市長 浜 中 啓 一

目 次

■策定の趣旨	1
■計画期間	1
■位置づけ	1
1. 本市の概況	3
(1)人口動向	3
(2)土地利用	5
(3)農業	7
2. 本市農業の現状と課題	25
(1)農業生産・農業経営について	25
(2)担い手について	27
(3)農地について	28
(4)販売・加工・流通について	29
(5)交流について	30
3. 本市農業の振興方向	31
(1)将来像	31
(2)基本方針	32
(3)計画体系	34
4. 本市農業の施策展開	37
(1)安全で多彩な農業生産の推進	37
(2)広範な担い手の育成・確保	38
(3)生産の基本となる農地の保全	40
(4)魅力ある地産地消の推進・販路の拡大	41
(5)農の郷づくり	43
5. 重点プロジェクト	45

6. 農業振興計画における目標	49
(1) 将来像実現のための目標	49
(2) 基本指標	50
7. 推進体制	53
(1) 計画推進に向けた各主体の役割と推進体制	53
(2) 進行管理	55
8. 策定懇談会記録	57
(1) 青梅市農業振興計画策定懇談会とは	57
(2) 委員名簿	57
(3) 開催状況と検討内容	58
■資料	59
(1) 農業振興に関する農家および市民へのアンケート調査	59
(2) 農業関係団体へのヒアリング	60

■ 策定の趣旨

本市は、平成17年度に農業振興計画を策定し、様々な農業施策を進めてきましたが、策定後10年を経過し、超高齢化社会および本格的な人口減少社会の到来、グローバル化や情報化の進展により、大きな社会経済構造の変化に直面しています。農業分野においても高齢化や担い手不足、消費者ニーズの多様化等、農業をとりまく現状は大きく変化しています。こうした状況のもと、我が国では、食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農業の振興などを大きな柱とし、食料・農業・農村施策の改革を進め、若者たちが希望を持てる「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出を目指し、平成27年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定しました。また、平成27年4月には、都市農業の安定的な継続を図るとともに、防災など多面的な機能の適切かつ十分な発揮を通じて、良好な都市環境の形成を資することを目的に「都市農業振興基本法」が成立し、政府による「都市農業振興基本計画」の策定が義務づけられました。

本市では、担い手の育成、6次産業化など、様々な取組を実施してきましたが、農業就業者の高齢化や農地の荒廃など、都市農業が抱える問題は深刻さを増しており、更なる取り組みが必要不可欠となっています。

本市の農業振興計画は、これまでの10年間の取組を踏まえ、このような新たな状況や課題に対応し、今後10年間の本市の農業振興の目標を明らかにするために策定するものです。

■ 計画期間

「第三次青梅市農業振興計画」（以下、「本計画」と記す。）の計画期間は、平成28(2016)年度から平成37(2025)年度までの10年間とします。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行い、状況に即した計画としていきます。

■ 位置づけ

本計画は、農業者、農業関係団体、市民、行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合って実現を図るものです。そのため、農業者および市民が青梅市の農業を発展させるための指針という性格を持っています。また、以下に示す計画等との整合、連携を図り、策定するものです。

◆食料・農業・農村基本法(食料・農業・農村基本計画)による位置づけ

食料・農業・農村基本法は、国が都市農業の振興施策を講ずることや農業振興に対する市町村の責務を明確にするとともに、食糧自給率の目標を設定した食料・農業・農村基本計画を定めるものとしています。

また、市町村は、その地域の特性にあった農業施策を策定する責任を有するとされており、本計画はこの法律の趣旨を踏まえて策定するものです。

◆農業経営基盤強化促進法の農業基本構想としての位置づけ

本計画は、農業経営基盤強化促進法の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(基本構想)としても位置付けられ、農業経営改善計画の策定の支援、認定農業者制度等の適用および農用地の利用集積促進等の前提となるものです。

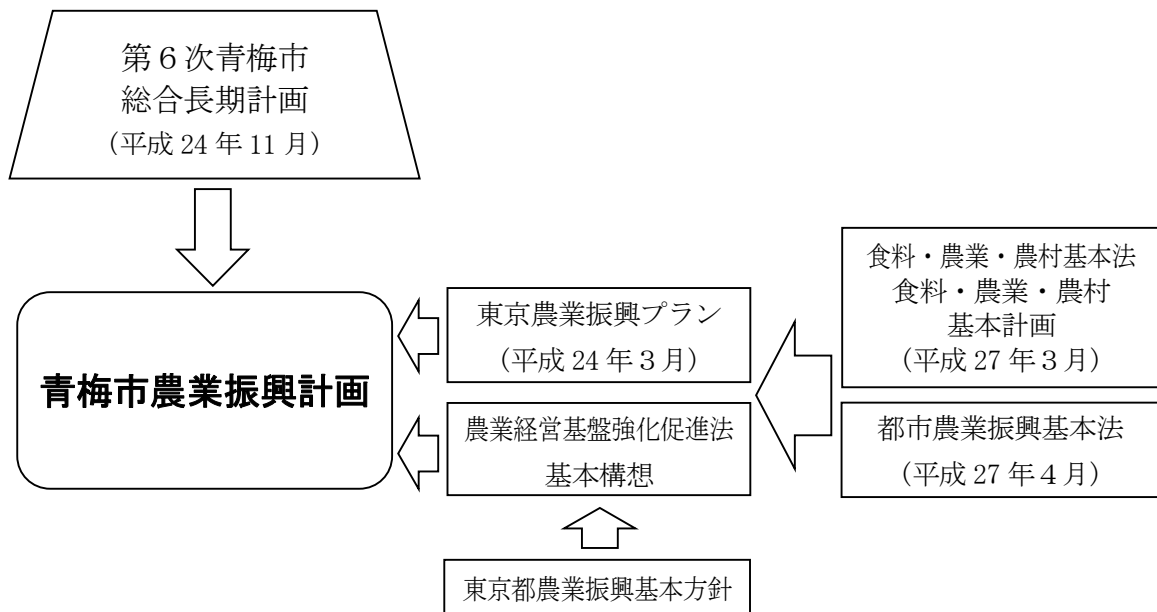
◆都市農業振興基本法・東京農業振興プラン・東京都農業振興基本方針との連携

本計画は、「都市農業振興基本法」「東京農業振興プラン」「東京都農業振興基本方針」を踏まえるとともに、これらと連携して施策展開を図るものとします。

◆青梅市総合長期計画による位置づけ

本計画は、「第6次青梅市総合長期計画」の「第7章 活気ある産業で雇用の生まれるまち 1. 農業・林業」における施策内容を軸として策定するものです。

【青梅市農業振興計画の位置づけ】



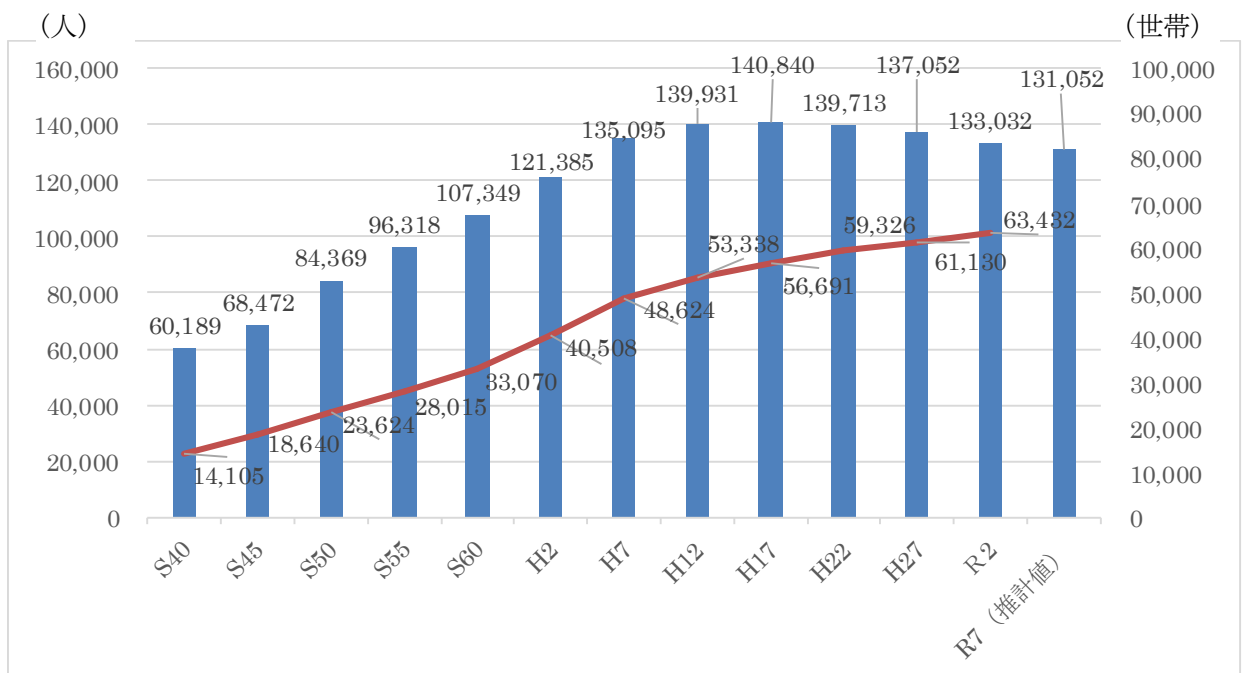
1. 本市の概況

(1) 人口動向

◆人口が減少し、少子高齢化の進行が懸念されます。

① 人口・世帯数の推移

- 本市の人口は令和2年1月1日現在で133,032人、世帯数は63,432世帯、世帯当たり人口は2.1人で、人口は平成17年をピークに減少しています。
- 本市の推計によると、人口は減少の一途をたどり、70歳以上の割合が増加、15～64歳の生産年齢人口割合が減少するなど、少子高齢化の進行が懸念されます。
- 少子高齢化の進行による地域経済の縮小が懸念されることから、人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図ることが重要な課題となっています。



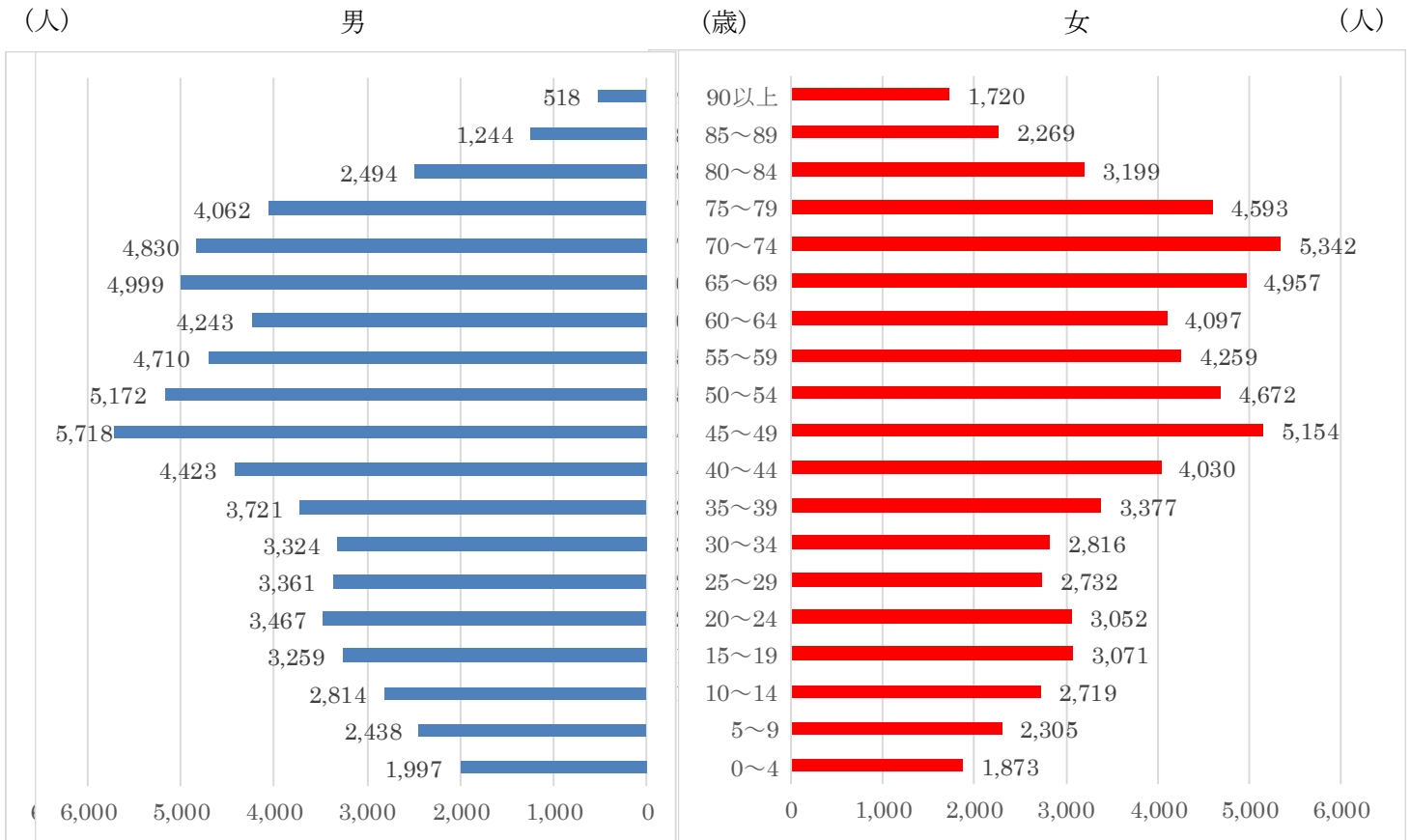
資料：S40-R2…青梅市ホームページ

R7…青梅市人口ビジョンp. 69

図1.1.1 本市の人口と世帯数の推移

② 人口構成

- 老年人口(65歳以上)が全体の30%を占め、45～49歳、70～74歳およびそれら前後の人口が特に多く、年少人口(0～14歳)は減少傾向にあるため、さらに少子高齢化が進行すると予想されます。
- 令和2年1月1日現在の人口構成において、生産年齢人口(15～64歳)が59%と最も多く、次いで、老年人口(65歳以上)の30%、年少人口(0～14歳)の11%となっています。



1.1.2 本市の年齢別人口構成

(出典：青梅市ホームページ 令和2年1月1日現在)

表1.1.1 本市の年齢別人口構成

(単位：人口(人)、比率(%))

年	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)		老年人口比率*		
	人口	比率	人口	比率	人口	比率	H12 比率	H22 比率	H27 比率
令和2年	14,146	10.63	78,658	59.13	40,228	30.24	13.98	21.45	26.1

出典：青梅市ホームページ

(2) 土地利用

◆近年、本市の土地利用に大きな変化はありません。

- 本市の総面積は、森林(山林)が全体の65.2%を占め、次いで宅地(14.3%)、道路等(5.2%)、農用地(4.8%)となっています。
- 森林(山林)および農用地の面積が年々減少し、宅地・道路等の面積が増加していますが、土地利用の大きな変化はありません。
- 本市の西部は山地であり、多摩川に沿って連なっている平地では様々な土地利用がなされており、農地や宅地が混在しています。

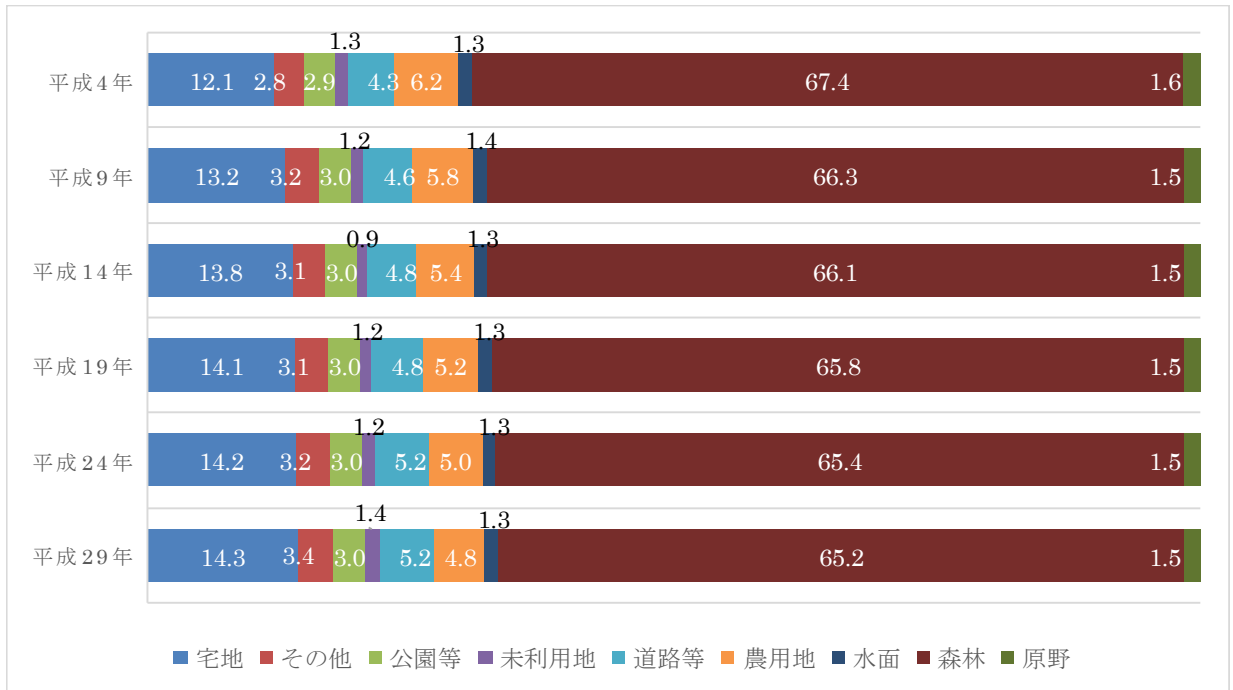


図1.2.1 本市の土地利用比率

(出典：東京都都市整備局ホームページ「東京の土地利用 平成29年多摩島しょ地域」(土地利用現況調査))

表1.2.1 本市の土地利用面積

(単位：ha)

	宅地	その他	公園等	未利用地	道路等	農用地	水面	森林	原野	合計
平成19年	1,458.8	322.0	309.9	123.6	498.2	535.0	138.0	6,794.0	151.4	10,330.9
平成24年	1,468.2	331.0	312.7	121.1	537.6	514.4	137.1	6,756.5	151.9	10,330.5
平成29年	1,476.2	347.3	314.2	139.6	540.7	491.4	136.8	6,733.0	151.5	10,330.6

出典：東京都都市整備局ホームページ「東京の土地利用 平成29年多摩島しょ地域」(土地利用現況調査)

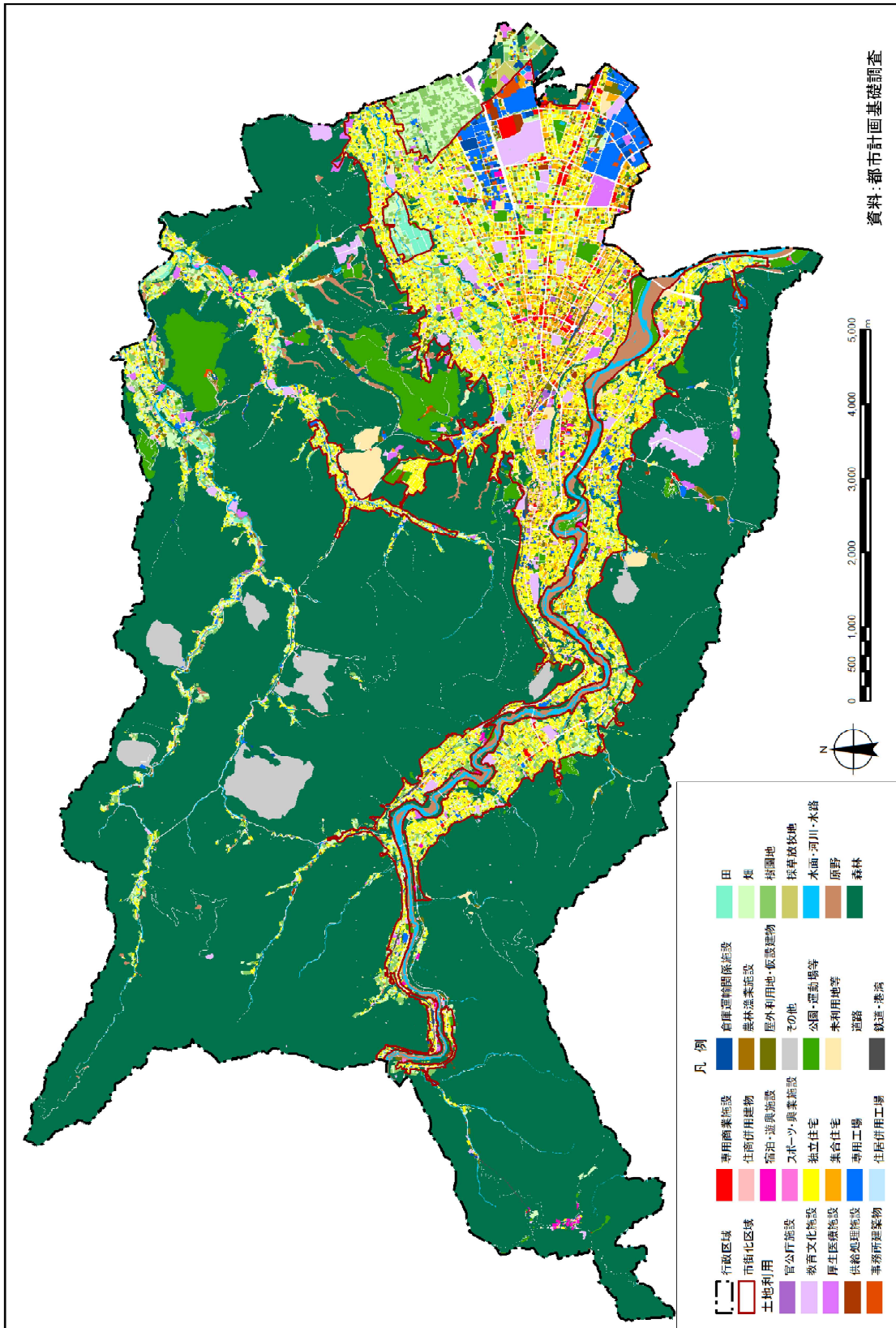


図 1.2.2 本市の土地利用状況図
(資料：都市計画基礎調査)

(3) 農業

1) 農業生産・農業経営について

◆**露地野菜や果樹が中心で、多岐にわたる農業生産が行われています。**

■令和元年の本市における農業産出額は1,042百万円でそのうち、野菜類の占める割合が高く、その他果樹類や花き、茶や水稲、畜産など多岐にわたる農産物が生産されています。

■生産品目別にみると、平成21年以降の農業産出額は、ほとんど変化がありません。

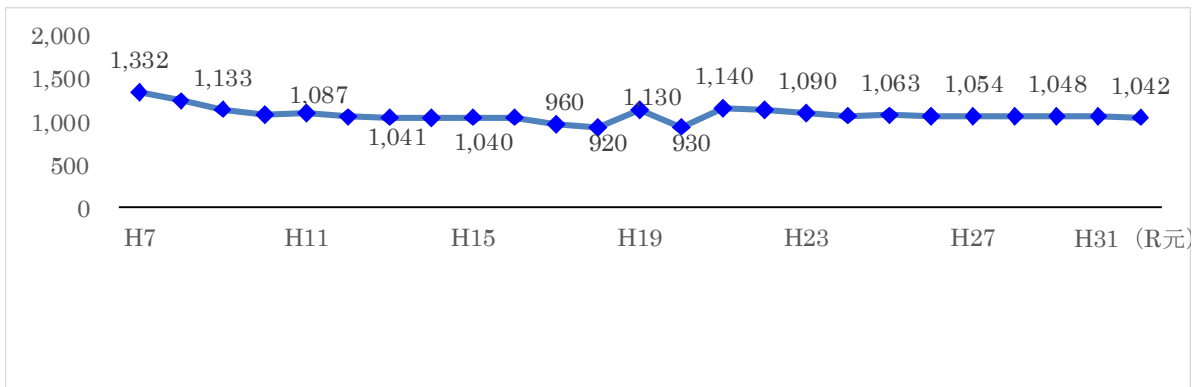


図1.3.1 本市の農業産出額

資料：東京都産業労働局農林水産部「東京都農作物生産状況調査」

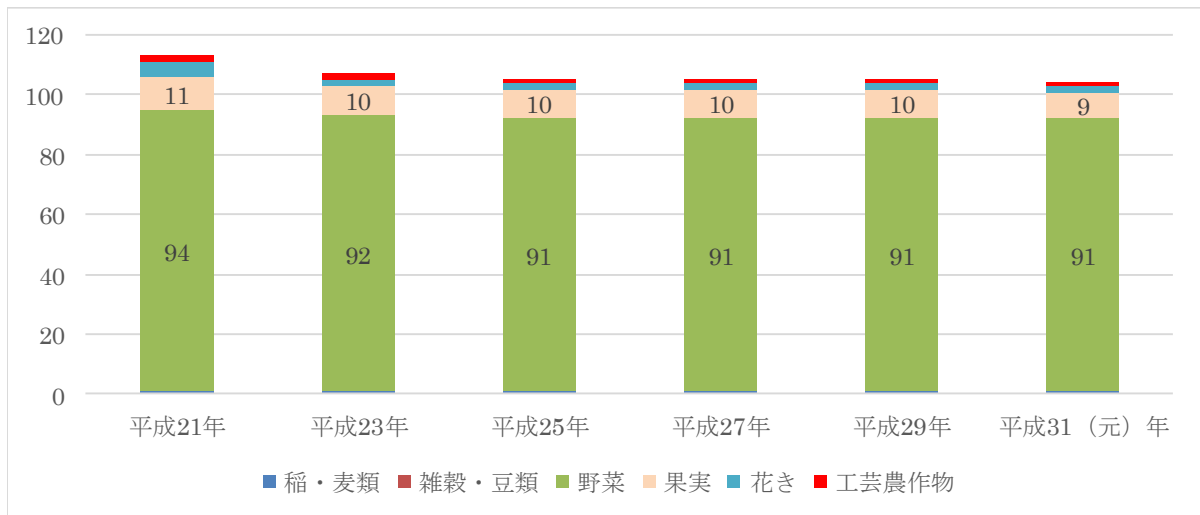


図 1.3.2 本市の農産物別農業産出額の推移

資料：東京都産業労働局農林水産部「東京都農作物生産状況調査」

◆本市の地域特性を生かした特産物が生産され、農業は地域の重要な産業です。

- 本市の主要作物は、ばれいしょ、だいこん、ねぎなどの野菜類、ウメをはじめ、クリ、ブルーベリー、キウイフルーツ等の果樹類など多彩な農産物が生産されています。
- 各作物の作付面積および収穫量はほぼ一定で推移しています。
- 果樹については、ウメ輪紋ウィルスの影響により、平成23年以降のウメの作付面積および収穫量が減少していますが、クリやブルーベリー、キウイフルーツの他、平成25年には、柑橘類(ユズ・温州みかん等)やカキなどの作付面積および収穫量が増加しています。
- 畜産は、酪農や養豚、養鶏などが主体で、令和2年の家畜飼養農家数は6戸で年々減少していますが、豚はTOKYO-Xなど既にブランド化されているものがあります。

表1.3.1 本市の主要作物作付面積および収穫量 (単位：作付面積(ha)、収穫量(t))

項目	平成21年		平成23年		平成25年		平成27年		平成29年		平成31(元年)	
	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量	作付面積	収穫量
かんしょ	-	-	9	155	9	131	9	116	9	116	9	116
とうもろこし	12	112	10	80	9	76	9	73	9	73	9	73
だいこん	17	735	14	579	17	750	17	749	17	747	17	745
ばれいしょ	25	526	25	551	24	432	24	429	24	429	23	427
さといも	12	123	10	121	11	99	11	112	11	111	11	111
はくさい	13	633	11	545	9	445	9	444	9	444	9	442
キャベツ	9	390	7	138	-	-	6	277	6	277	6	276
ほうれんそう	8	92	8	84	8	84	8	103	8	103	8	103
ねぎ	12	248	14	247	11	207	11	187	11	187	11	186
きゅうり	8	221	10	212	7	170	7	214	7	213	7	213
かぼちゃ	8	132	7	138	8	106	8	104	8	104	8	104
なす	-	-	-	-	-	-	6	498	6	497	6	495
スイートコーン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
えだまめ	-	-	-	-	-	-	1	9	1	9	1	9
うど	-	-	-	-	-	-	1	3	1	3	1	3
タケノコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
こまつな	-	-	-	-	-	-	3	70	3	70	3	70
日本なし	0	1	0	5	-	-	0	3	0	3	-	-
ウメ	52	66	15	52	6	7	6	7	6	7	6	7
ぶどう	0	0	1	3	-	-	0	1	0	1	0	1
クリ	23	25	39	42	46	20	46	23	45	22	44	22
ブルーベリー	7	23	13	19	16	52	16	52	16	51	16	50
キウイフルーツ	3	29	7	22	8	31	8	34	8	34	8	33
柑橘類(ユズ、温州みかん他)	-	-	-	-	14	14	14	25	14	25	14	25
カキ	-	-	-	-	13	40	13	42	13	41	12	41

※面積は四捨五入、0は0.5ha未満

※「-」は、記載されていない作物

資料：東京都産業労働局農林水産部「東京都農作物生産状況調査」

表1.3.2 家畜飼養農家数及び飼養頭羽数

(単位：農家数(戸)、飼養頭数(頭・羽))

項目 年	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	飼養 農家数	飼養 頭数	飼養 農家数	飼養 頭数	飼養 農家数	飼養 頭数	飼養 農家数	飼養 羽数	飼養 農家数	飼養 羽数
昭和55年	46	719	14	249	105	5,158	65	61,113	4	181,800
60年	37	712	8	415	56	3,825	61	65,708	4	52,000
平成2年	26	558	8	481	18	2,396	15	64,000	2	3,600
7年	20	476	4	130	11	1,713	13	55,600	2	5,100
12年	9	201	4	35	7	1,933	4	43,000	—	—
17年	5	119	5	89	5	929	6	26,573	1	3,500
22年	4	102	5	54	4	685	5	25,400	—	—
27年	2	×	2	×	3	×	2	×	—	—
令和2年	2	×	1	×	1	×	2	×	—	—

※平成7年までは自給用も含むすべての飼養頭羽数、平成12年からは販売を目的とする飼養頭羽数。飼養農家数は、昭和60年までは総農家対象、平成2年からは販売農家対象、平成27年からは農業経営体対象。また、経営体数が2経営体以下の場合は秘密保護の観点から飼養頭数を「×」表示とした。

資料：農林業センサスS55～H22(S55～H17…青梅市農業振興計画(平成18年3月)、H22…2010年世界農林業センサス)

2015年農林業センサス、2020年農林業センサス

◆農家数は減少傾向にあります、専門農家の割合は一定に推移しています。

- 平成27年の総農家数は697戸、うち専門農家は68戸(9.8%)、第1種兼業農家は26戸(3.7%)、第2種兼業農家は97戸(13.9%)、自給的農家は506戸(72.6%)であり、農家数は年々減少傾向にあります。なお、2020年農林業センサスより、専門・兼業等の調査区分がなくなりました。
- 全体に占める専門農家数の割合は平成12年から一定に推移しています。
- 認定農業者数は、平成23年以降は45名程度で一定に推移しています。
- 農家に占める自給的農家の割合は高く、年々増加傾向にあります。

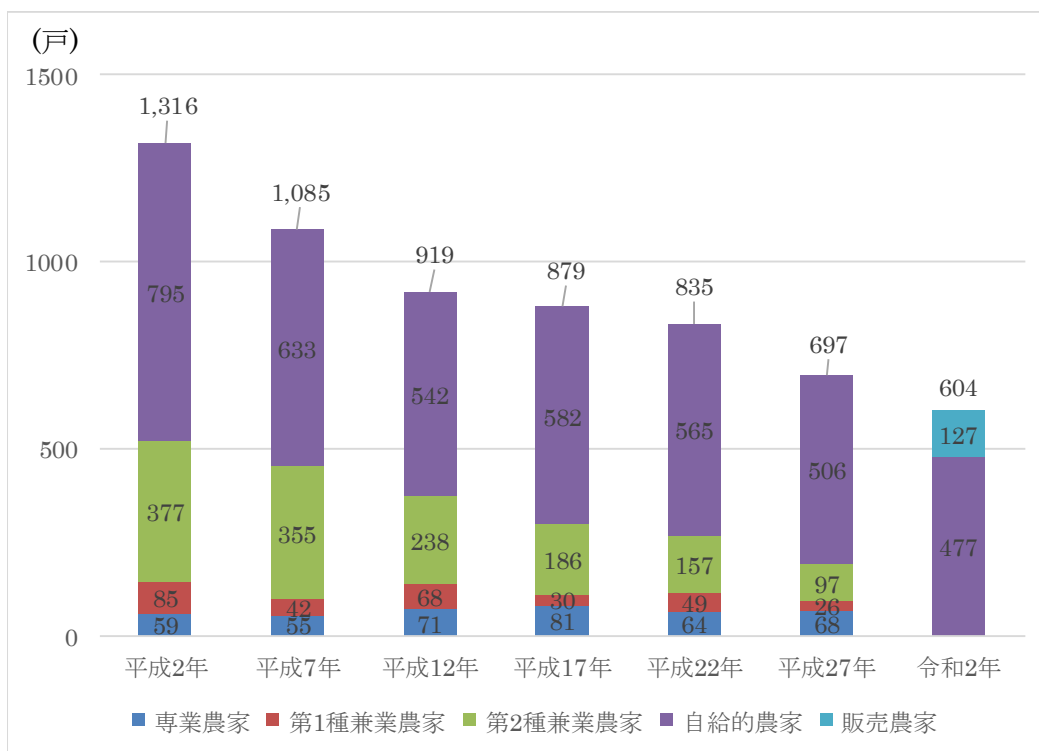


図1.3.3 本市の専業別農家数の推移

資料：農林業センサスH2～H22(H2～H17…青梅市農業振興計画(平成18年3月)、H22…2010年世界農林業センサス) 2015年農林業センサス、2020年農林業センサス

表1.3.3 本市の認定農業者数の推移

項目\年度	平成19年度	平成21年度	平成23年度	平成25年度	平成27年度	平成29年度	平成31(元)年度
認定農業者数	42名	52名	45名	45名	45名	42名	44名

資料：各年度 青梅市一般会計行政報告書

【認定農業者とは】

農業経営基盤強化促進法に基づいて、効率的で安定した農業経営を目指すため作成する「農業経営改善計画」(5年後の経営目標)を市町村に提出して認定を受けた農業者のことで、5年ごとに再認定を受けます。

経営改善計画の達成を支援するためスーパーL資金などの低金利融資制度、税制特例、農地利用集積の支援、基盤整備事業などの各施策を重点的に実施します。

◆農業従事者が減少し、高齢化が進んでいます。

- 令和2年の販売農家数は135戸、世帯員数は604人、一戸当たりの世帯員数は2.96人となっており、農家数および農家人口ともに減少傾向です。
- 本市の農業従事者の平均年齢は60歳以上と高齢であり、東京都および全国も同様の傾向を示しています。
- 令和2年の年齢別世帯員数は、60歳以上が252人(63%)、40～59歳が73人(18%)、20～39歳が53人(13%)、0～19歳が22人(6%)であり、60歳以上の割合が年々増加し、高齢化が進んでいます。

表1.3.4 本市の農家戸数および世帯員数の推移 (単位：総農家数(戸)、世帯員数・就業人口(人))

年	総農家数	世帯員数			1戸当たり世帯員数			就業人口
		総数	男	女	総数	男	女	
昭和50年	2,231	11,459	5,758	5,701	5.14	2.58	2.56	2,211
55年	2,037	9,737	4,868	4,869	4.78	2.39	2.39	2,072
60年	1,864	8,488	4,228	4,260	4.55	2.27	2.29	2,011
平成2年	1,316	5,773	2,874	2,899	4.39	2.18	2.20	1,681
7年	1,085	4,621	2,280	2,341	4.26	2.10	2.16	1,375
12年	919	3,807	1,890	1,917	4.14	2.06	2.09	670
17年	879	-	-	-	-	-	-	-
	(297)	(1,165)	(579)	(586)	(3.92)	(1.95)	(1.97)	(546)
22年	835	-	-	-	-	-	-	-
	(270)	(964)	(482)	(482)	(3.57)	(1.79)	(1.97)	(352)
27年	697	-	-	-	-	-	-	-
	(195)	(628)	(324)	(304)	(3.29)	(1.70)	(1.59)	(276)
令和2年	604	-	-	-	-	-	-	-
	(135)	(400)	(205)	(195)	(2.96)	(1.52)	(1.44)	-

※農家の基準：昭和60年までは経営耕地面積5a以上、平成2年からは経営耕地面積10a以上

※世帯員数、1戸当たり世帯員数、就業人口は、平成12年までは総農家対象、平成17年からは販売農家対象。

()内数値は販売農家。また、平成27年からは農業経営体対象。

資料：農林業センサスH2～H22(S50～H17…青梅市農業振興計画(平成18年3月)、H22…2010年世界農林業センサス)、2015年農林業センサス、2020年農林業センサス

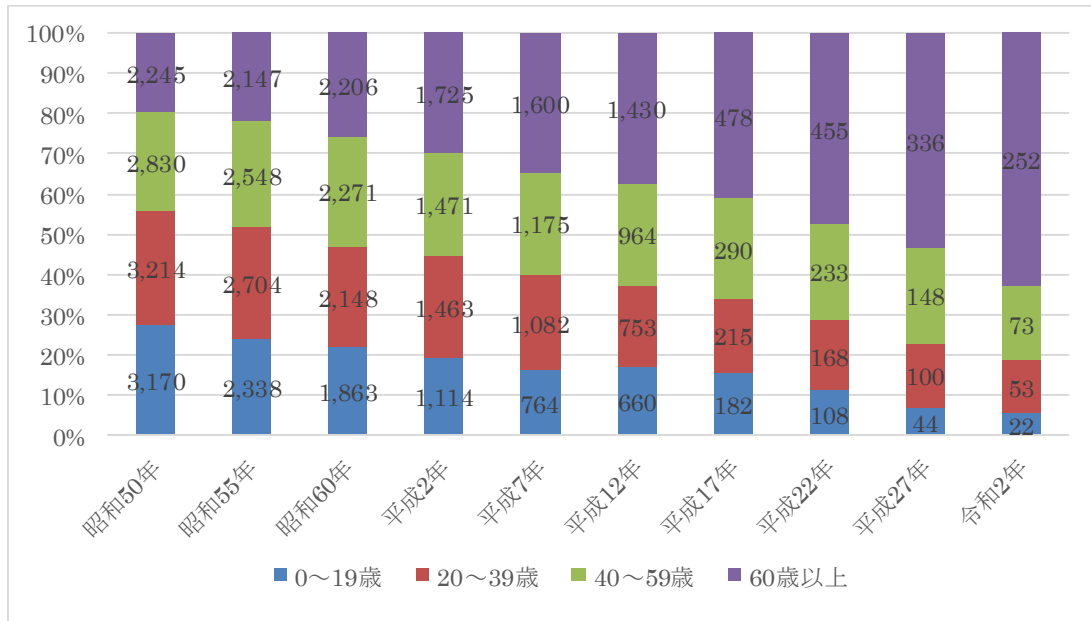


図1.3.4 本市の年齢別世帯員数の推移

※平成12年までは総農家対象、平成17年以降は販売農家対象、平成27年からは農業経営体対象。

資料：農林業センサスS50～H22(H2～H17…青梅市農業振興計画(平成18年3月)、H22…2010年世界農林業センサス)、
2015年農林業センサス、2020年農林業センサス

表1.3.5 農業従事者の平均年齢

(単位：歳)

項目 区分	農業従事者			農業就業人口			基幹的農業従事者		
	男女計 の平均 年齢	男の 平均年齢	女の 平均年齢	男女計 の平均 年齢	男の 平均年齢	女の 平均年齢	男女計 の平均 年齢	男の 平均年齢	女の 平均年齢
青梅市	66.2	65.9	66.5	—	—	—	69.4	69.0	70.2
東京都全域	62.9	61.7	64.3	—	—	—	65.6	64.2	67.9
全国	62.3	61.3	63.6	—	—	—	67.8	67.3	68.4

資料：2020年農林業センサス

◆多くの農家が有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培に取り組んでいます。

- 近年、市民の地産地消や食の「安全・安心」に対する関心が高まっている中で、すでに有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培を行っている農家が多くいます。
- また、東京都が行っている東京都エコ農産物認証制度を活用し、安全で安心な農産物を届ける取り組みを行っている農家もいます。

〈アンケート調査結果〉

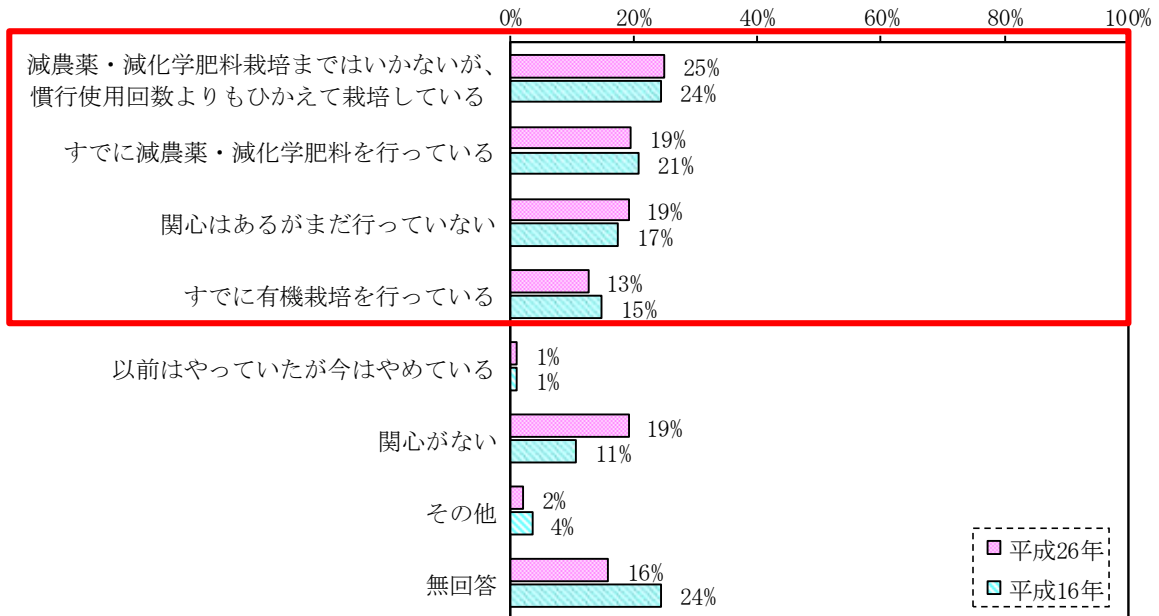


図1.3.5 有機栽培、減農薬・減化学肥料栽培に対する関心度(H26：n=616, H16：n=829)
注：グラフの割合は、各項目の回答数/回答者数(H26:540, H16:709)で集計。

【東京都エコ農産物認証制度】

化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物を都が認証する制度です。

- 土づくりの技術や化学合成農薬と化学肥料を削減の技術を導入し、都の慣行使用基準*から化学合成農薬と化学肥料を削減して作られる農産物です。

※慣行使用基準とは、都内の通常栽培における化学合成農薬と化学肥料の使用実態を調査して決めたものです。

- 都が、認証農産物の安全性を確認し、PRします。
- 生産者は、認証農産物に認証マークをつけて販売することができます。
- 平成27年7月現在の青梅市の認証者数は、約21名です。

2) 担い手について

◆農業従事者の高齢化や後継者が不足しています。

■本市の農家へのアンケート調査において、後継者の農業従事状況を調査した結果、約半数が「継がせるつもりがない」と「わからない」と回答しており、後継者が決まっておらず、後継者不足が懸念されます。

〈アンケート調査結果〉

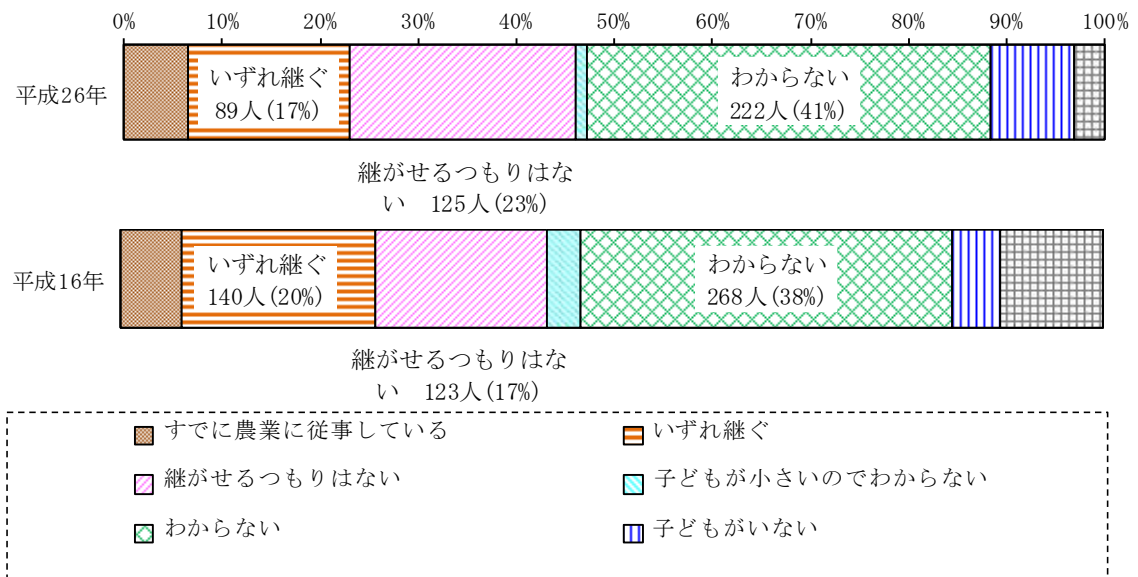


図1.3.6 後継者の農業従事状況(H26 : n=540、H16 : n=709)

◆定年退職者や若い人が新規に就農するケースもあります。

- 本市の新規就農者数は、毎年1～2名程度増加しています。
- 新規就農者の生産作物は、本市の主要農産物である野菜や花が多く見られます。
- 定年退職者や若い人が新規に就農している実績があります。

表1.3.6 本市の新規就農者数の推移 (単位：人)

項目 年度	野菜	花	果樹	植木	茶	米麦	酪農	肉牛	養豚	養鶏	養蚕	きのこ	その他	合計
平成16年度	1													1
17年度		1		3										4
18年度														0
19年度														0
20年度	1													1
21年度	2	1												3
22年度														0
23年度														0
24年度		1												1
25年度	1													1
26年度		1												1
27年度														0
28年度	2													2
29年度	4			1										5
30年度	2													2
31(元)年度	1													1
令和2年度 東京都全域	29	6	2	1						1			7	46
令和2年度 西多摩地区	5													5

資料：東京都農林水産振興財団聞き取り

◆女性農業者が頑張っています。

- 女性農業者団体の「グリーンプラム」では、現在、会員20名で女性農業者のサポートを実施しています。
- ミニ野菜の栽培や販売、女性農業者の交流の場を提供するなどの活動を行っています。



写1.3.1 グリーンプラムの活動の様子
(出典：東京農業振興プランp.22)

3) 農地について

◆本市の農地面積は約446ha、宅地と農地が隣接する環境にあります。

- 本市の面積に対する市街化区域の割合は約20%、市街化調整区域は約80%です。
- 市街化区域面積の8.6%、市街化調整区域の3.2%は農地となっています。
- 市街化区域の農地は68.9%が生産緑地に、市街化調整区域の農地は65.8%が農振農用地に指定されています。

表1.3.7 本市の区域区分別面積

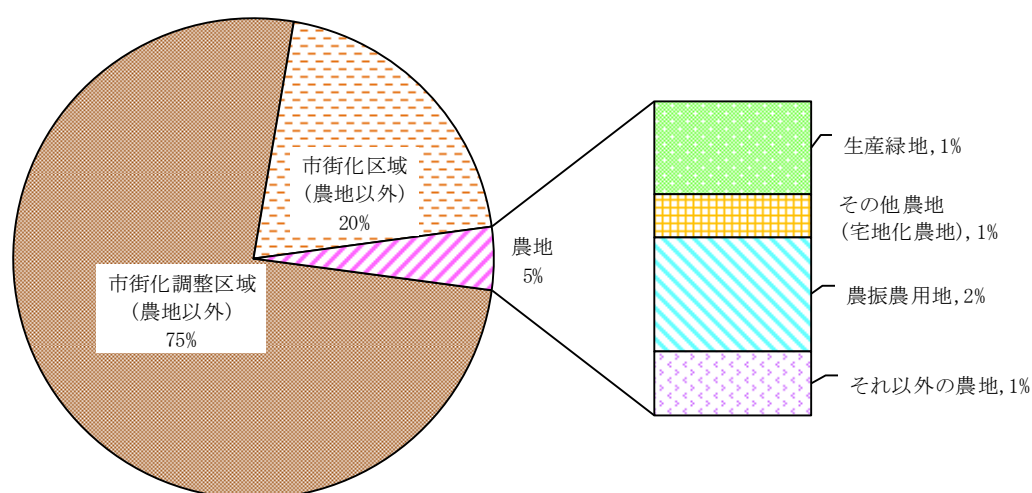
区 分	面積 (ha)	構成比 (%)	市面積に対する構成比 (%)	農地の構成比 (%)
市街化区域 ^{※5}	2,183.2	100.0	21.1	-
うち農地 ^{※2}	187.6	8.6	1.8	100.0
生産緑地 ^{※1}	129.27	5.9	1.3	68.9
その他農地(宅地化農地)	58.33	2.7	0.6	31.1
市街化調整区域 ^{※5}	8,142.8	100.0	78.9	-
うち農地 ^{※3}	258.6	3.2	2.5	100.0
農振農用地 ^{※4}	170.2	2.1	1.6	65.8
それ以外の農地	88.4	1.1	0.9	34.2

※1：生産緑地面積、市街化区域内農地面積、市街化調整区域農地面積は、一般社団法人東京都農業会議の資料より作成

※2：農振農用地は、令和2年度行政報告書

※5：市街化区域、市街化調整区域面積は、青梅市の都市計画(平成24年3月改定)

【区域内における農地の割合】



◆農地の約9割が畑・果樹であり、面積は年々減少傾向です。

- 令和2年の販売農家が保有する経営耕地面積は117haで、7割強が畑、約2割が果樹・その他となっています。
- 令和2年の総農家における経営耕地面積(179ha)は昭和50年(716ha)と比較すると約75%減少しています。
- 平成22年から平成27年にかけて販売農家における「果樹・その他」の経営耕地面積は66haから28haに減少しています

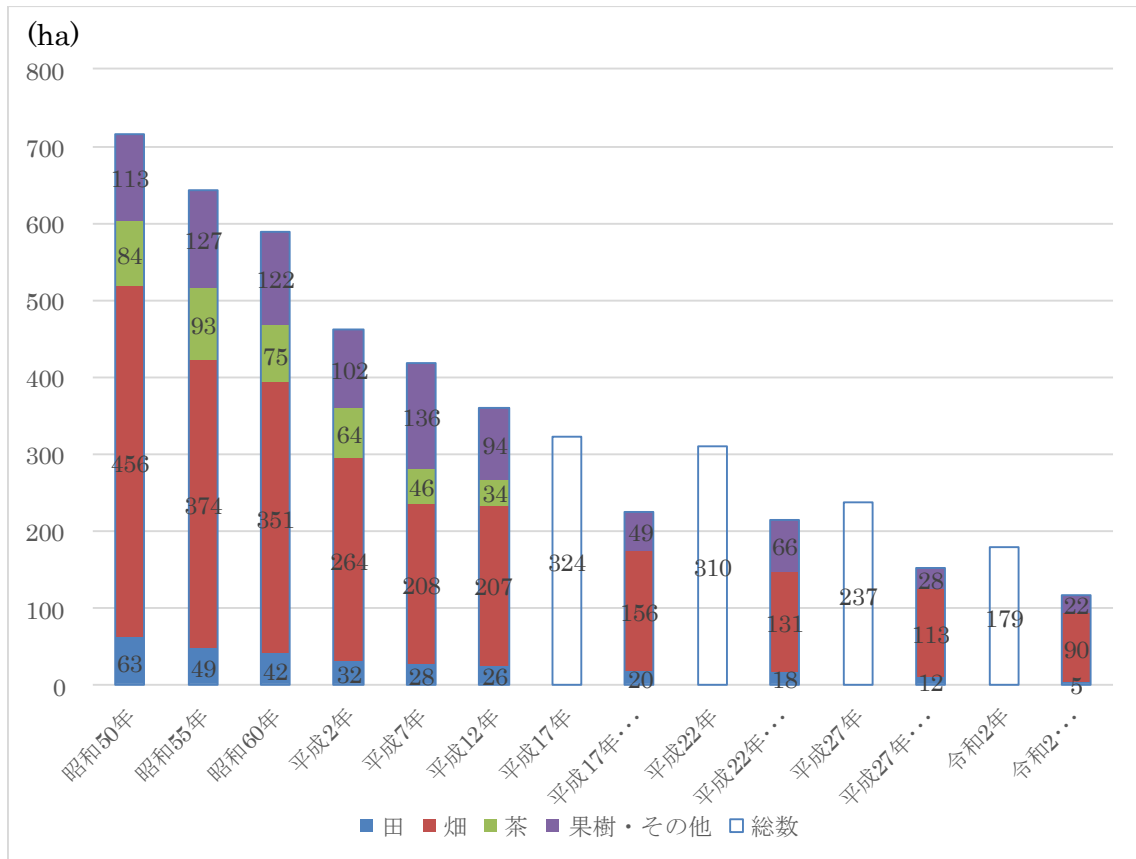


図1.3.7 本市の経営耕地面積の推移 (単位: ha)

※平成17年以降は、「果樹・その他」に「茶」が含まれる。

※地目別面積については、平成12年まで総農家対象、平成17年以降は販売農家対象、平成27年以降は農業経営体対象。

資料: 農林業センサスS50~H22(~H17…青梅市農業振興計画(平成18年3月)、H22…2010年世界農林業センサス)、2015年農林業センサス、2020年農林業センサス

◆1.0ha未満の農地を所有している農家が多く、近年は農地集積が進んでいます。

■令和2年の経営耕地面積規模別農家数(販売農家)は、0.5ha未満が65戸(47.1%)、0.5～1.0ha未満が44戸(31.9%)と、約8割が1.0ha未満の農家です。

■平成17年と比較すると、全体の戸数は減少傾向にありますが、1.0ha以上の全体に占める農家数の割合が増加している一方で、1.0ha未満の全体に占める農家数の割合が減少していることから、農地の集積が進んでいると考えられます。

表1.3.8 本市の経営耕地面積規模別農家数の推移 (単位；上段：戸数(戸)、下段：()内%)

項目 年度	総数	0.3ha未満	0.3～ 0.5ha未満	0.5～ 1.0ha未満	1.0～ 1.5ha未満	1.5～ 2.0ha未満	2.0～ 3.0ha未満	3.0ha以上
昭和50年	2,231 (100.0)	1,468 (65.8)	342 (15.3)	288 (12.9)	84 (3.8)	30 (1.3)	15 (0.7)	4 (0.2)
55年	2,037 (100.0)	1,351 (66.4)	316 (15.5)	257 (12.6)	72 (3.5)	27 (1.3)	12 (0.6)	2 (0.1)
60年	1,864 (100.0)	1,267 (68.0)	276 (14.8)	222 (11.9)	56 (3.0)	23 (1.2)	11 (0.6)	9 (0.5)
平成2年	1,316 (100.0)	815 (61.9)	223 (17.0)	196 (14.9)	61 (4.6)	7 (0.5)	10 (0.8)	4 (0.3)
7年	1,085 (100.0)	653 (60.2)	203 (18.7)	152 (14.0)	41 (3.8)	15 (1.4)	14 (1.3)	7 (0.6)
12年	919 (100.0)	556 (60.5)	164 (17.8)	132 (14.4)	35 (3.8)	14 (1.5)	13 (1.4)	5 (0.6)
17年	総数	879						
	販売	297 (100.0)	10 (3.4)	124 (41.8)	111 (37.4)	25 (8.4)	9 (3.0)	12 (4.0)
22年	総数	835						
	販売	270 (100.0)	9 (3.3)	110 (40.7)	96 (35.6)	26 (9.6)	11 (4.1)	13 (4.8)
27年	総数	697						
	農業経営体	197 (100.0)	8 (4.1)	78 (39.6)	63 (32.0)	25 (12.7)	12 (6.1)	8 (4.1)
令和2年	総数	604						
	農業経営体	138 (100.0)	17 (12.3)	48 (34.8)	44 (31.9)	14 (10.1)	8 (5.8)	3 (2.2)

※平成12年までは総農家対象、平成17年以降は販売農家対象、平成27年以降は農業経営体対象。

資料：農林業センサスS50～H22(～H17…青梅市農業振興計画(平成18年3月)、H22…2010年世界農林業センサス)

2015年農林業センサス、2020年農林業センサス

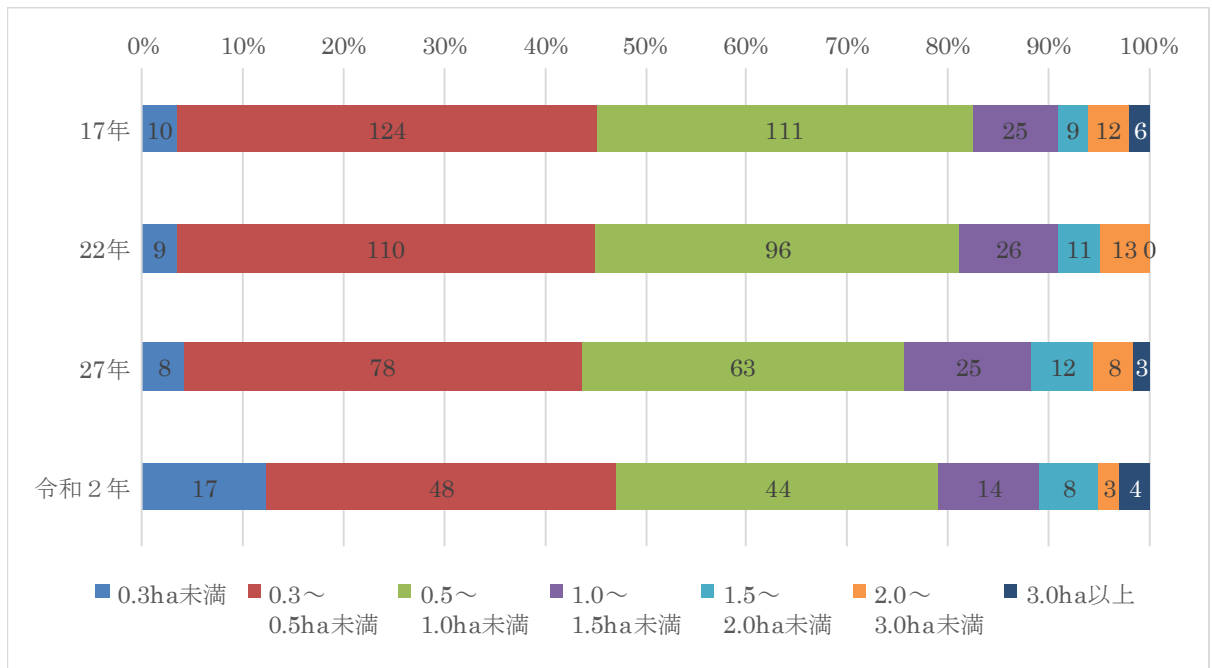


図1.3.8 本市の経営耕地面積規模別農家数の平成17年～令和2年の推移（単位：戸）

注：(%)は各年の構成比であり、四捨五入の関係で合計が100%とはならない場合があります。

【農地に対する市民・農家の意識】

□市民の意識

市街地周辺の農地について、「一生懸命な農家の農地は残してほしい」が最も多く、54%であり、次いで「できるだけ多く残してほしい」が40%となっています。回答者の90%以上が、農地を残していきたいと考えています。

平成16年の結果と比較すると、農地を残して欲しいという要望が高まっています。

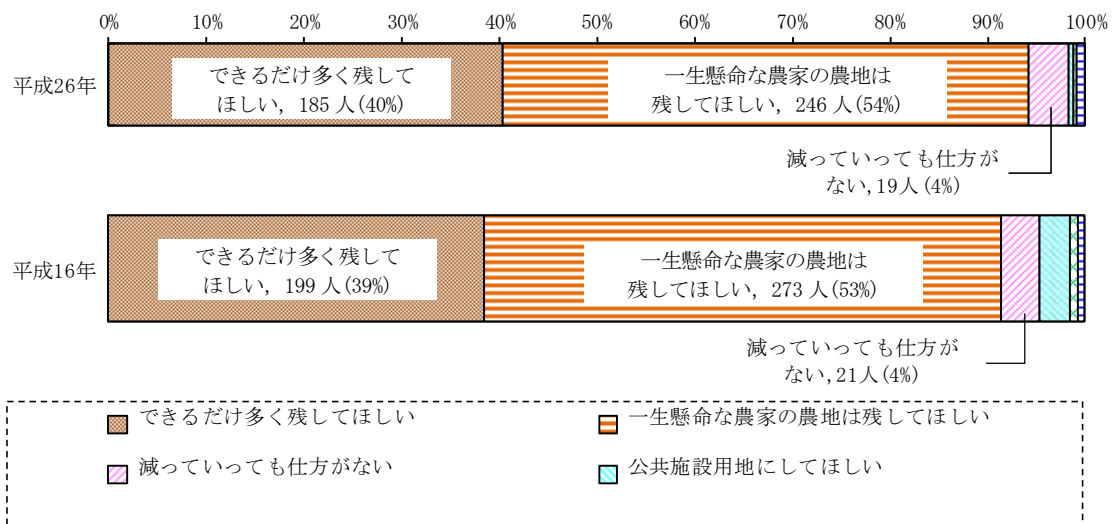


図1.3.9 市街地周辺の農地について (H26 : n=458, H16 : n=516)

□農家の意識

今後の農振農用地以外の農地の取扱いについては、「農地として活用」が38%と最も多く、次いで、「一部を農地以外で活用」が24%、「農地以外で活用」が11%となっており、基本的に農地として利用するという意見が多くなっています。

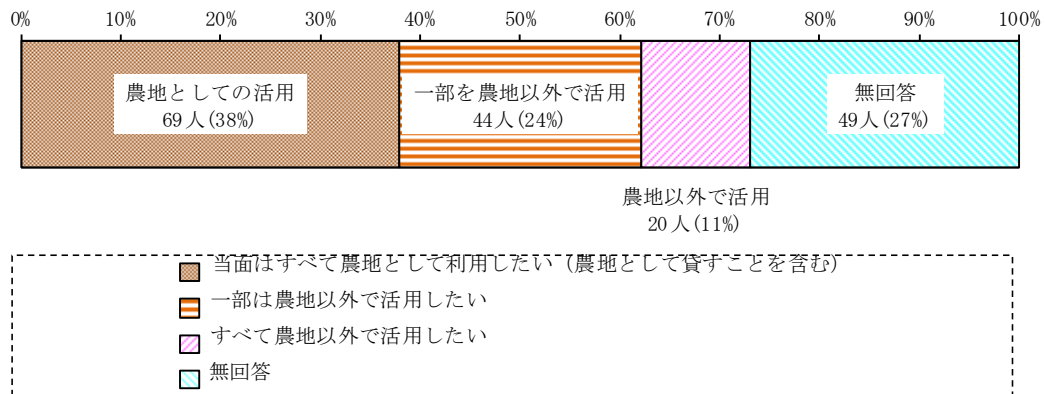


図1.3.10 今後の農振農用地以外の農地の取扱い (H26 : n=182)

4) 販売・加工・流通について

◆ほとんどの農家が販売を行っていない状況です。

■令和2年の農業経営状況は、販売農家が138戸(22.8%)と、全体に占める販売農家の割合は年々減少しています。

■販売農家138戸のうち、販売なしが49戸(35.5%)、50万円未満が26戸(18.8%)であり、500万円以上の販売額の農家は17戸で全体の12.3%と少ない状況です。

表1.3.9 農産物販売金額別農家数の推移 (単位;上段:戸数(戸),下段:構成比(%))

項目 年	総数	自給的 農家	販売 農家	販 売 農 家 内 訳							
				販売 なし	50万円 未満	50～ 100万	100～ 200万	200～ 300万	300～ 500万	500～ 1,000万	1,000万 以上
平成2年	1,316 (100.0)	795 (60.4)	521 (39.6)	125 (9.5)	185 (14.1)	62 (4.7)	40 (3.0)	23 (1.7)	30 (2.3)	27 (2.1)	29 (2.2)
7年	1,085 (100.0)	633 (58.3)	452 (41.7)	102 (9.4)	153 (14.1)	54 (5.0)	30 (2.8)	21 (1.9)	33 (3.0)	30 (2.8)	29 (2.7)
12年	919 (100.0)	42 (59.0)	377 (41.0)	88 (9.6)	128 (13.9)	38 (4.1)	25 (2.7)	21 (2.3)	28 (3.0)	29 (3.2)	20 (2.2)
17年	879 (100.0)	582 (66.2)	297 (33.8)	101 (11.5)	58 (6.6)	34 (3.9)	23 (2.6)	19 (2.1)	27 (3.1)	21 (2.4)	14 (1.6)
22年	835 (100.0)	565 (67.7)	270 (32.3)	83 (9.9)	65 (7.8)	32 (3.8)	22 (2.6)	16 (1.9)	20 (2.4)	21 (2.5)	11 (1.3)
27年	697		197 (28.3)	60 (8.6)	50 (7.2)	16 (2.3)	24 (3.4)	5 (0.7)	16 (2.3)	20 (2.9)	6 (0.9)
令和2年	604		138 (22.8)	49 (8.1)	26 (4.3)	12 (2.0)	22 (3.6)		12 (2.0)	11 (1.8)	6 (1.0)

2015年農林業センサス、2020年農林業センサス

※平成27年以降は農業経営体対象。

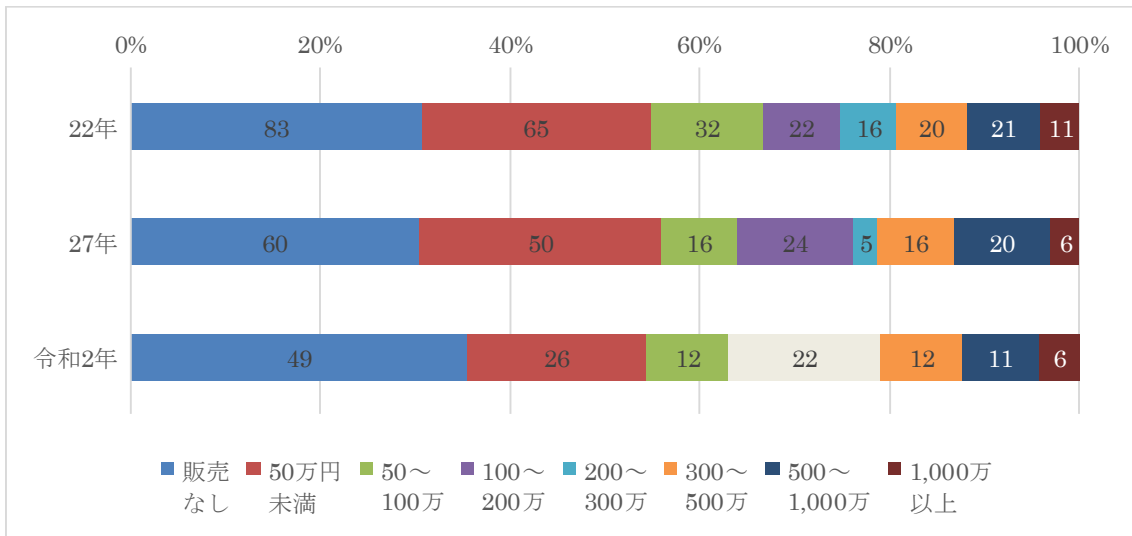


図1.3.11 販売農家における農産物販売金額別農家数の推移

◆出荷先は、「農協の直売所」や「消費者への直接販売」が主体です。

■令和2年における本市の農産物の出荷先別割合(経営体)は、農協が70.8%で半数以上を占め、次いで直接販売が46.1%、小売業者が21.3%です。

■少量多品目のため、年間を通して出荷や販売が可能です。

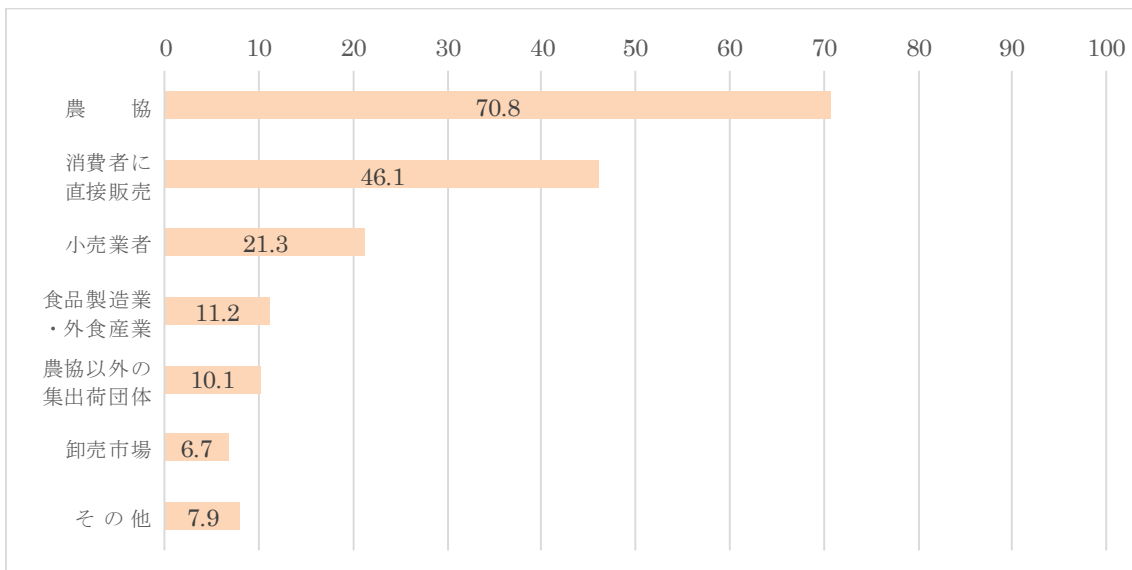


図1.3.12 令和2年における本市の農産物販売方法(R2 : n=155)

資料：2020年農林業センサス

【農産物に対する市民の意識】

□青梅市産の農産物への関心度

青梅市産の農産物への関心度について「ぜひ食べたい」が最も多く47%、次いで、「できれば食べたい」が42%であり、約90%の回答者は青梅市産の農産物を食べたいと回答しています。

平成16年結果と比較して、青梅市産の農産物を食べたいと考える市民が増加しています。

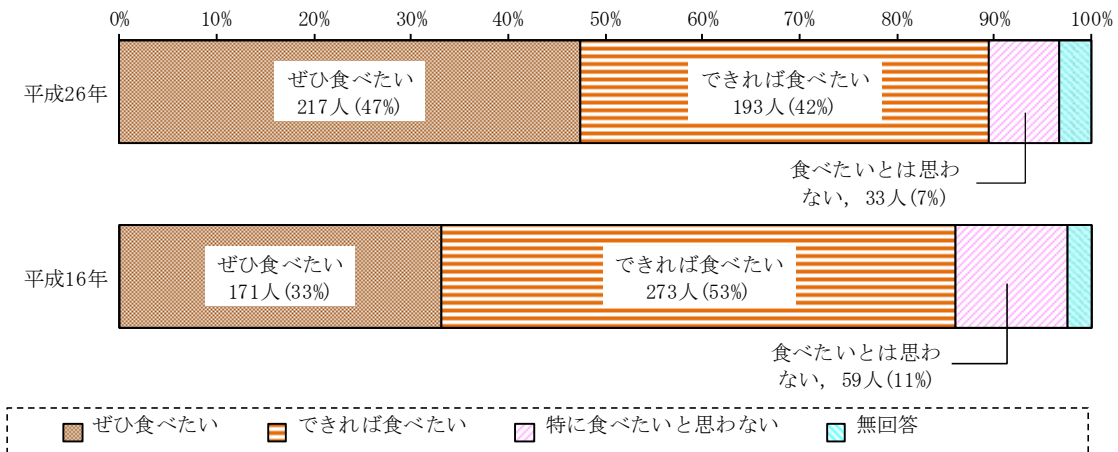


図1.3.13 青梅市産の農産物への関心度 (H26 : n=458、H16 : n=516)

□農産物購入時に市民が気にすること

農産物購入時に市民が気にする点について、「産地は気にせず、品質で選ぶ」が最も多く49%でした。次いで「青梅市産にこだわりたいが、価格が高ければ買わない」が43%、「青梅市産であっても、品質や外観（虫食い）が悪ければ買わない」が34%となっています。産地を気にしない市民と青梅市産にこだわりたい市民は約半々ですが、青梅市産にこだわる市民も価格が高かったり品質が悪い場合は購入を控えると考えられ、品質に対する要求が高まっています。

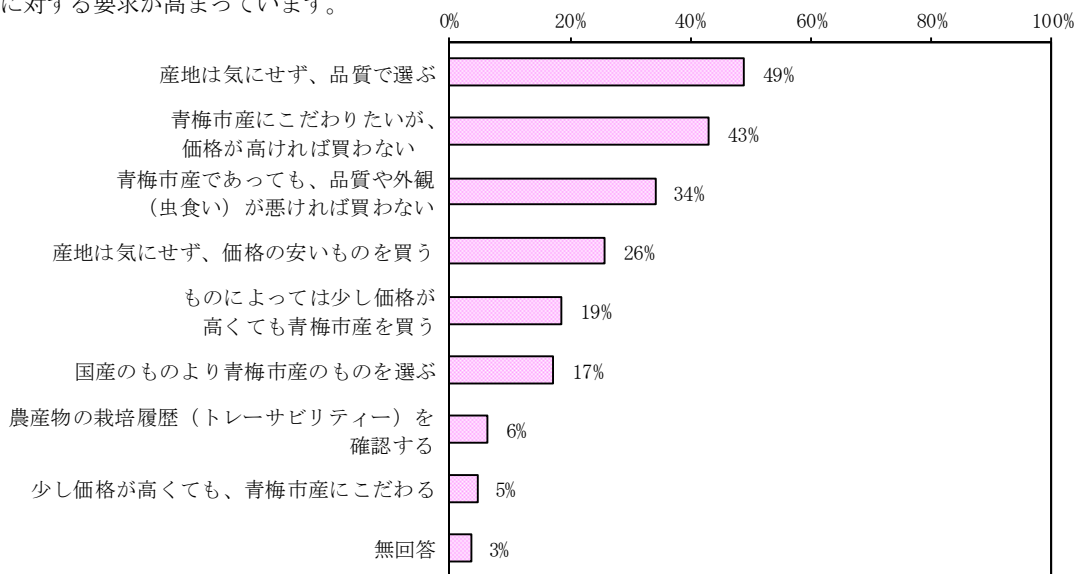


図1.3.14 農産物購入時に市民が気にする点 (H26 : n=925)

注：グラフの割合は、各項目の回答数/全回答者数(458)で集計した。

5) 交流について

◆本市の市民農園等は、空きがない状況です。

■市民農園等は、平成31（元）年現在16か所、総区画数は826区画、総面積16,849㎡あります。

■平成25年をピークに、農園数、面積、区画数および利用者数は、それぞれ減少しています。

表1.3.10 市民農園の利用状況

年	項目	農園数 (園)	面積 (㎡)	区画数 (区画)	利用者数(人・団体)	
					個人	団体
平成7年		22	23,568	1,039	811	4
12年		21	21,079	946	806	5
16年		20	21,646	1,017	892	7
22年		20	21,098	981	953	3
24年		21	23,424	985	945	4
25年		22	25,755	991	912	3
26年		22	25,755	991	907	3
27年		16	16,952	847	844	3
28年		16	16,906	844	834	2
29年		16	16,906	844	828	2
30年		15	16,366	815	541	2
31（元）年		16	16,849	826	612	3

※市民農園、農業体験農園、農家開設型市民農園等

資料：行政報告書(S51～H16…青梅市農業振興計画(平成18年3月)、H22～H31…青梅市一般会計行政報告書)

◆市内の親子を対象とした農業体験会などを実施し、交流の場を設けています。

■市内の小学生以上の親子を対象とした農業体験会(田植え・稲刈り)や都内の小学校、団体に対する体験農園の実施などを行っています。

■交流のある杉並区を対象に、梅の再生のための援農ボランティアの募集や育成を行っています。



写1.3.2 農業体験会の様子
(左：田植えの様子 右：稲刈りの様子)

【交流に対する農家や市民の意識】

□農家の意識

地域住民との交流は、「関心がない」と答える農家が約3割いましたが、一方では「農産物の販売による交流」(24%)、「地域の行事等による交流」(18%)、「農作業への交流・農業体験による交流」(13%)、「市民農園・家族農園の設置による交流」(12%)など、地域住民との交流を希望している農家も多くいます。

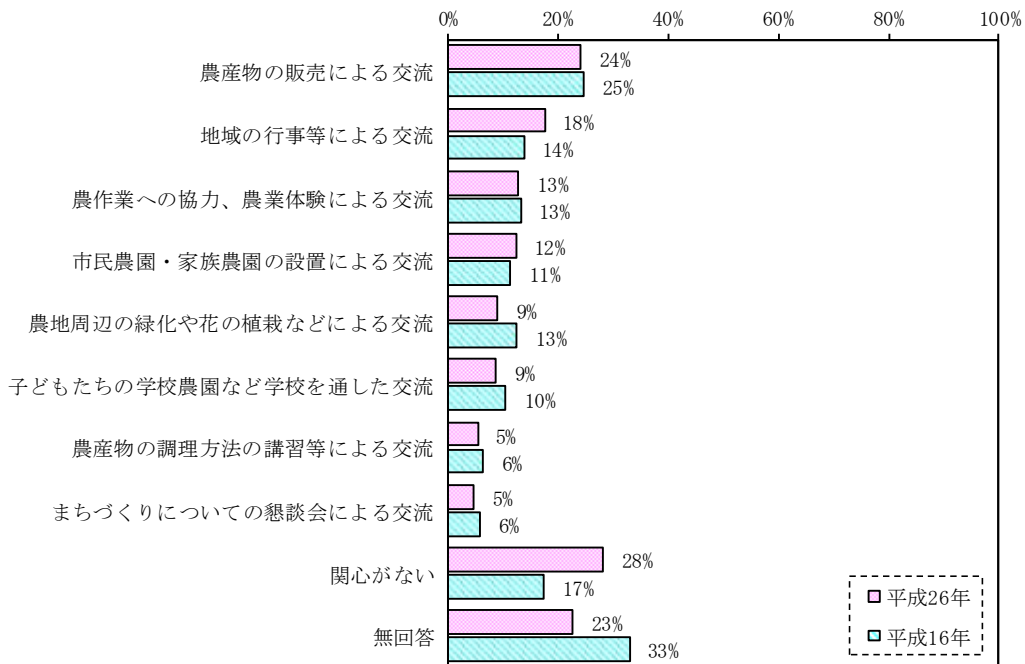


図1. 3. 15 地域住民とのふれあいについて (H26 : n=786, H16 : n=1054)

注：グラフの割合は、各項目の回答数/回答者数 (H26:540, H16:709) で集計。

□市民の意識

農作業の手伝いや小学校の農業体験については、「関心はあるが時間がない」と回答する市民が半数いましたが、平成16年に行ったアンケート調査結果よりも手伝ってみたい、体験をさせたいなどの意見が増加し、農業と関わる機会を望んでいます。

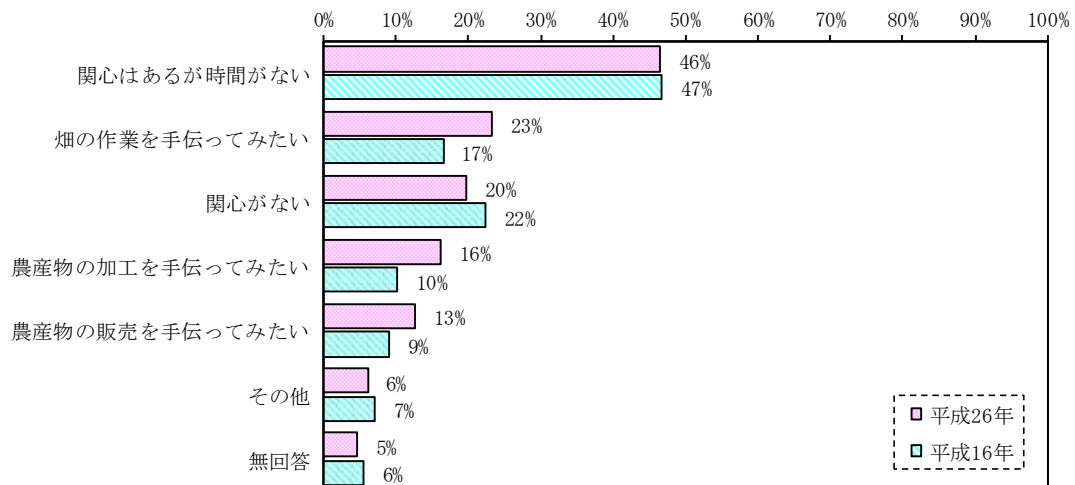


図1. 3. 16 農家の手伝いについて (H26 : n=591, H16 : n=605)

注：グラフの割合は、各項目の回答数/全回答者数 (H26 : 458, H16 : 516) で集計。

2. 本市農業の現状と課題

本市の農業の現状について、統計データ、農家および市民へのアンケート調査結果、農業関係者へのヒアリング調査結果等にもとづき、1)農業生産・農業経営、2)担い手、3)農地、4)販売・加工・流通、5)交流の5つの視点から課題を整理しました。

(1) 農業生産・農業経営について

本市の農業は、主に露地野菜や果樹が中心で、その他、茶や水稲、畜産など多岐にわたる農産物が生産されています。近年は、市民の地産地消や食の「安全・安心」に対する関心が高まっている中、すでに多くの農家が減農薬・減化学肥料栽培などの環境に配慮した農業を行っています。

一方、農業者の高齢化や担い手(人手)不足による農家の減少、宅地化による農地の減少、コスト高による収益性の悪化、都市化に伴う農業生産環境の悪化など、都市農業特有の問題も抱えています。

食の「安全・安心・新鮮」などの消費者ニーズが高まっており、大消費地である都心から近いメリットを活かして、新たな農業経営を展開できる可能性を秘めています。今後は、生産者や関係機関・団体、市などが連携し、優れた人材の確保・育成を行う他、農業経営の多角化・高度化、生産コストの縮減、環境保全型農業への転換(強化)や農業生産技術の改善、生産性の向上、農産物の高品質化を促進する必要があります。また、特産品の開発や青梅ブランドの構築、6次産業化等を積極的に展開していくことが望まれます。

安全・安心かつ新鮮な農作物を提供するにあたって、これまでに行っている減農薬・減化学肥料栽培などの環境に配慮した農業を推進するとともに、生産・出荷段階での民間と行政が一体となった安全性の確保が必要です。また、これらの取組に対する生産者や消費者への情報提供も必要不可欠です。

【農業生産・農業経営における現状と課題】

農 業 生 産		農 業 経 営	
① 現状	<ul style="list-style-type: none"> ◇少量多品目生産 ◇主に露地野菜や果樹(ウメ、クリ、ブルーベリー等)中心の生産(水稲、茶、畜産物もあり) ◇減農薬・減化学肥料栽培などの環境に配慮した農業に取り組む農家が半数以上 ◇ブランド化している農産物がある ◇苗木、植木などの委託生産をしている農家もある ◇家畜ふん尿から堆肥をつくり販売 	① 現状	<ul style="list-style-type: none"> ◇農家数が減少しているが、専業割合は変化していない ◇現在の営農類型は、露地野菜のみが半数、野菜・茶・花きなどの複合経営が約2割、約1割が果樹である ◇認定農業者数は、一定で推移している ◇認定農業者やエコファーマーに対する認知度が低い ◇農業所得以外の所得がある農家が大半である
② 意向	<ul style="list-style-type: none"> ◇多品目生産、土地を有効利用したい ◇ウメや花木(サツキ、ツツジ)などで青梅ブランドをつくり、全国に発信したい ◇農薬や臭い等、農業に対する市民の理解を深める必要がある ◇地産地消(青梅市産)に対する市民の関心が高い ◇「安全・安心」な農産物を重視する ◇農産物の品質にこだわる ◇ウメ生産を地域で支援 	② 意向	<ul style="list-style-type: none"> ◇今後の農業に対する不安があるが、半数以上が現状維持で農業を続けたいと希望 ◇地域の現状にあった農業、環境や食の安全を意識した農業を目指す方向 ◇省力化・機械化・最先端技術の導入 ◇農業生産の拡大 ◇利益向上
③ 問題点	<ul style="list-style-type: none"> ◇宅地が近いので、農薬散布や臭いなどの問題 ◇地形や土地の条件が悪く、生産効率が上がらない、遊休農地になる ◇生産物の安全性確保の問題 	③ 問題点	<ul style="list-style-type: none"> ◇高齢化により、農家数が年々減少 ◇生産コストがかかるため、経営が厳しい ◇農業以外の収入がないと生活が厳しい
④ 今後の課題	<ul style="list-style-type: none"> ■生産者や関係機関・団体、市などの連携による優れた人材の確保・育成 ■農業経営の多角化・高度化 ■生産コストの縮減 ■環境保全型農業への転換(強化) ■農業生産技術の改善 ■生産性の向上、農産物の高品質化 ■減農薬・減化学肥料栽培などの環境に配慮した農業の推進 ■生産・出荷段階での民間と行政との連携による安全性の確保 ■生産者や消費者への情報提供の推進 		

(2) 担い手について

農業従事者の高齢化や後継者不足など、本市農業の持続的展開が危惧される状況にあります。そのため、関係団体と協力し、新規就農者や新たな担い手の育成・確保が必要不可欠です。

本市は、都心に近接しており、定年退職者や若い人が新規に就農するケースがあることから、法人化を含め、農業に参入しやすい仕組みや環境づくりに加え、新規就農者や意欲のある農業経営者に対して、農地集積などを含めた支援が必要です。また、女性の活用も推進し、人手を確保していく必要があります。

【担い手・雇用における現状と課題】

担 い 手 ・ 雇 用	① 現 状	<ul style="list-style-type: none"> ◇農業従事者の平均年齢が60歳以上と高い(若い人が少ない) ◇半数以上の農家の後継者が決まっていない ◇約4割の農家の女性は農業の補助的な役割を担っている ◇人手(後継者・担い手)が不足している ◇定年退職した人や若い人が新規に就農している実績がある(数人) ◇労働力の確保については、後継者や人手不足のため、生産方法を模索している ◇グリーンプラムは、現在、会員20名で女性農業者のサポートを実施している (ミニ野菜の栽培・販売、交流の場の提供) ◇援農ヘルパーやアルバイトを雇っている
	② 意 向	<ul style="list-style-type: none"> ◇農業に参入しやすい仕組み・環境づくりが必要 ◇若い人に対し、農業を魅力ある事業として見せたい ◇法人化して若い人の働く場所を確保したい ◇農業のベテランの知識を学びたい(サポートをしてほしい)
	③ 問 題 点	<ul style="list-style-type: none"> ◇担い手・後継者が不足し、今後の継続が難しい ◇農業収入だけでは生活水準が維持できないため、子どもに継がせられない ◇援農ヘルパーやアルバイトを雇うが、利益が上がらない・助成がないと厳しい
	④ 今 後 の 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ■関係団体と協力した新規就農者や新たな担い手の確保・育成 ■法人化を含めた農業に参入しやすい仕組みや環境づくりの推進 ■新規就農者や農業経営者への農地集積などを含めた支援 ■女性の活用の推進

(3) 農地について

本市の農地は、安全で新鮮な農産物の供給を行うとともに、良好な景観の形成、災害時の避難場所や延焼遮断等の防災機能など多面的な機能を発揮しています。市民アンケートでは、多くの市民が「農地を残したい」と回答しているとともに、農家アンケートでも「農地を維持し、今後も農業を継続したい」と回答していることから、今後も地域の財産として、農地の保全、適正な管理を行っていくことが重要です。

近年、後継者や担い手不足を背景として、遊休農地の増加、農業労働力の高齢化とあいまって、今後も、遊休化する農地の増加が懸念されます。

規模拡大の意向のある農家や新規就農希望者に対して、積極的に農地をあっせんしていく必要があります。また、遊休農地の解消および発生防止のため、農地集積を促進し、未利用農地などを有効利用できるような仕組づくりが必要です。

地区によっては、用水不足や急傾斜など土地条件の悪いほ場があり、遊休農地となることから、農道、用排水施設などの基盤整備を進め、優良農地の確保および生産力の向上を図る必要があります。

【農地における現状と課題】

農 地	① 現 状	<ul style="list-style-type: none"> ◇農地は減少傾向にあるが、大きな変化はない ◇1.0ha以上の農家割合が増加し、農地集積が進んでいる ◇農地の約6割が生産緑地、農振農用地である ◇都市化等により農地が点在 ◇未利用農地(遊休農地)が増加 ◇市内管轄農協と防災協定を締結
	② 意 向	<ul style="list-style-type: none"> ◇多くの市民が農地を今後も残してほしいと感じている ◇多くの農家が今後も農地を維持し、農業を継続したいと回答 ◇意欲的な人、新規就農者が農地を確保できるよう農地の賃借を手軽にできるといい ◇法人化して地区全体の農地を保全する ◇農業関係者および地域住民が協力し合い農地を保全する
	③ 問 題 点	<ul style="list-style-type: none"> ◇後継者(人手)不足、土地条件、収益性、農地の賃借等により未利用農地が増加 ◇場所によっては、用水不足・急傾斜・機械が入らないなど土地条件の悪いほ場がある ◇有害鳥獣被害が増加 ◇意欲的な農家や新規就農者への優良農地の集積ができていない場合がある
	④ 今 後 の 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遊休農地の解消および発生防止 ■ 未利用農地の有効活用 ■ 土地条件の悪いほ場の改善 ■ 優良農地の確保および生産力の向上 ■ 意欲的な農家や新規就農者への積極的な農地のあっせん

(4) 販売・加工・流通について

近年、市民の農産物の「新鮮さ」や「安全・安心」に対する関心は高く、品質に対する要求も高まっています。

減農薬・減化学肥料栽培などの環境に配慮した農業を行っている農家も多く、本市農業の少量多品目生産の利点を活かし、今後とも農家の直売・スーパー等の販路の充実・拡大を図り、「安全・安心」な農産物の提供機会の増加を図ることが必要となっています。さらに、生産者と消費者を結びつけることで農産物への愛着心や安心感など農業に対する理解を深め、地産地消を推進することが重要です。消費者の利用機会の増大、認知度の向上のため、インターネットなどを利用した積極的なPR活動も不可欠となっています。

また、収益性の向上のため、多品目生産の技術を活かした珍しい農産物の生産や既存農産物のブランド化、加工品の開発等を促進し、市内をはじめ、市外へも販路を拡大する必要があります。

【販売・加工・流通における現状と課題】

販売・加工・流通	① 現状	<ul style="list-style-type: none"> ◇ほとんどの農家が販売を行っていない ◇出荷先は、「農協の直売所」や「消費者への直接販売」が主体である（その他、スーパー、個人、生協、市場等もある） ◇少量多品目のため、年中出荷・販売が可能 ◇品質がよければ、学校給食に納入している
	② 意向	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇市民の地産地消に対する関心が高い ◇市民は、「安全・安心」な農作物を重視し、品質にこだわる ◇青梅市産の農産物を手に入れやすくする方法として「スーパー等にコーナーを設置する」という意見が多く、より身近に青梅市産に触れる機会を望んでいる <p>【農家】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇加工販売(6次産業化)等を行いたい ◇新規の販売ルートの開拓や直売所の充実など、販路を拡大したい ◇付加価値をつけた農産物を販売したい ◇販売を強化するためのPR活動やインターネット等を活用した情報発信が必要 ◇個人では限界があるため、農家間で連携を行う
	③ 問題点	<ul style="list-style-type: none"> ◇少量生産のため、販売先が限られる ◇青梅産の野菜、珍しい農産物など認知度が低いため売れない ◇品質がよくても差別化を図れていないため、高く売れない ◇加工品(ペットボトルのお茶など)は、少量生産の農家では原価率が高いため、やりたくてもできない
	④ 今後の課題	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <ul style="list-style-type: none"> ■生産者と消費者を結びつけることによる地産地消の推進 ■直売・スーパー等の販路の市内外への拡充・拡大 ■消費者の利用機会の増大、認知度の向上 ■収益性の向上

(5) 交流について

市民へのアンケート調査では、農作業や販売・加工などを手伝ってみたいという回答があり、農業に対する関心や農業に触れる機会を望む声がありました。また、学校教育への農業体験等の導入などを強く希望しており、身近にある本市農業への関心は高まっています。

農家と市民とのコミュニケーションをより深めるために、農家や関係団体が営農指導などを行い、市民が農業を学べるような場づくりや、人手不足の農家と農業に触れたい市民をマッチングできるような援農ボランティア制度等の仕組みづくりなどを行っていくことが必要です。

地域に密着している本市農業の特徴を活かし、学校農園や農産物の学校給食への納入拡大、体験農園、市民農園、農業体験会の実施など、農業に触れる機会を確保し、市民に対する農業への理解を深めていくことが重要です。

また、大消費地である都心からも近い立地条件を活かし、本市の特産物を活用するなど、観光と連携した取組を行う必要があります。

【交流における現状と課題】

交 流	① 現 状	<ul style="list-style-type: none"> ◇市内の小学生以上の親子を対象とした農業体験会(田植え・稲刈り)の実施 ◇都内の小学校や団体に対する体験農園の実施 ◇梅の再生のための援農ボランティアの募集・育成(杉並区) ◇農業に関心を持つ子どもや若者が少なくなっている ◇市民農園は空きがない状況である
	② 意 向	<p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇学校教育への農業の取り入れを重視している ◇農作業や加工・販売を手伝いたいという意見があり、農業に触れる機会を望んでいる ◇今後、青梅市の農業を育てていくために、青梅市産の農産物を購入しやすくするなど生産者と消費者の関係づくりが重要であると感じている <p>【農家】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇人手不足解消のため、援農ボランティアなどの力を借りたい ◇農業に興味を持っている市民との交流を深めたい ◇農業に関心を持たせるための学校教育を行ってほしい ◇市民との交流について、販売・イベント・体験など様々な方法での交流を考えている ◇梅を復活させ、生産と観光の経済効果をもとに戻したい ◇市民農園や開設型農園の利用により市民の農業に対する理解を深めてほしい
	③ 問 題 点	<ul style="list-style-type: none"> ◇人手がほしいが、援農ボランティア等を募るシステムが確立していない ◇農薬散布や臭いなど苦情が出るため、農業をしづらい環境にある
	④ 今 後 の 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ■ 援農ボランティア制度等の仕組みづくり ■ 農家と市民とのコミュニケーションをより深めるための場づくり ■ 市民に対する農業への理解を深めるための農業に接する機会の提供 ■ 観光と連携した取組

3. 本市農業の振興方向

(1) 将来像

現在の本市農業の特徴や農業を取り巻く状況を踏まえ、本市農業の将来像を以下のとおりとします。

農の郷 青梅 ～未来へつなぐ青梅の農業～

- 本市は、都市近郊にありながら、多摩川や御岳山など豊かな自然環境や農村環境を有しており、露地野菜やウメ、ユズ、カキなどの果樹、茶などは江戸時代から生産され、現在も本市を代表する農産物であり、歴史ある農業が継続しています。また、低地、台地、山間地と地形や立地条件を生かした農業が行われており、施設野菜や観光農園、植木、花きなど新たな作目の生産も拡大しています。さらに、本市には、都市化により失われていった養鶏や酪農などが残っており、多彩な農業が営まれています。
- 本市は大消費地に近く、住宅と農地が隣接する環境にあり、近年、食の「安全・安心」に対する関心が高まっている中で、減農薬・減化学肥料栽培などの環境に配慮した農業が既に行われています。また、都市近郊に近い立地条件から、市内に限らず市外から定年退職者や若い人が新規に就農するケースがあり、新規就農者へは研修の実施や農地のあっせんなどの支援を行っています。
- さらに、農商工連携、杉並区との交流協定の締結、地元農産物の学校給食への納入など、市民と農をつなげる取り組みも行われています。
- 一方、現在、本市では、農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加、鳥獣害の深刻化とともに、近年はウメ輪紋ウィルスによるウメの被害など、特有の問題を抱えており、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

そうした状況下において、古くから受け継がれている現在の「青梅の農」の魅力を再発見・再認識し、未来へつないでいくとともに、本市の豊かな自然環境や農村空間が市民や市外からの都市住民にとって「ふるさと(郷)」となり、うるおい・安らぎの空間を提供する「農の郷 青梅」を目指します。

また、将来像を実現するために、生産・経営、担い手、農地、販売・加工・流通、交流に関する5つの基本方針のもと、上位計画と連携しながら「農の郷」づくりを行います。

(2) 基本方針

将来像を具体化するために、以下の5つの基本方針をもとに、施策展開を図ります。

1) 安全で多彩な農業生産の推進

- 本市農業の中核となる「認定農業者の育成」や「農業経営体の育成」、「特産品・ブランド化の推進」、環境への負荷の少ない「環境保全型農業の推進」を通じて、安全で多彩な農業を推進します。

2) 広範な担い手の育成・確保

- 後継者組織等を通じた「農業後継者の育成・確保」、「女性農業者の育成・確保」、定年等就農者セミナーの普及などによる「高齢農業者の支援」、JA等の「農業関係団体との連携の推進」、「新規就農者の確保・育成」を行い、持続可能な農業を目指します。

3) 生産の基本となる農地の保全

- 肥培管理の徹底や農地流動化による「優良農地の活用」、獣害対策などによる「生産基盤の整備・保全」、防災や景観など農地の持つ「多面的機能を活用した農地保全」、担い手への農地集積など「農地保全の仕組みづくり」を通じて、市の総合的な観点からの土地利用方針をふまえつつ、優良農地の活用を図るとともに、農地の流動化や遊休農地解消の仕組みづくりを進めます。

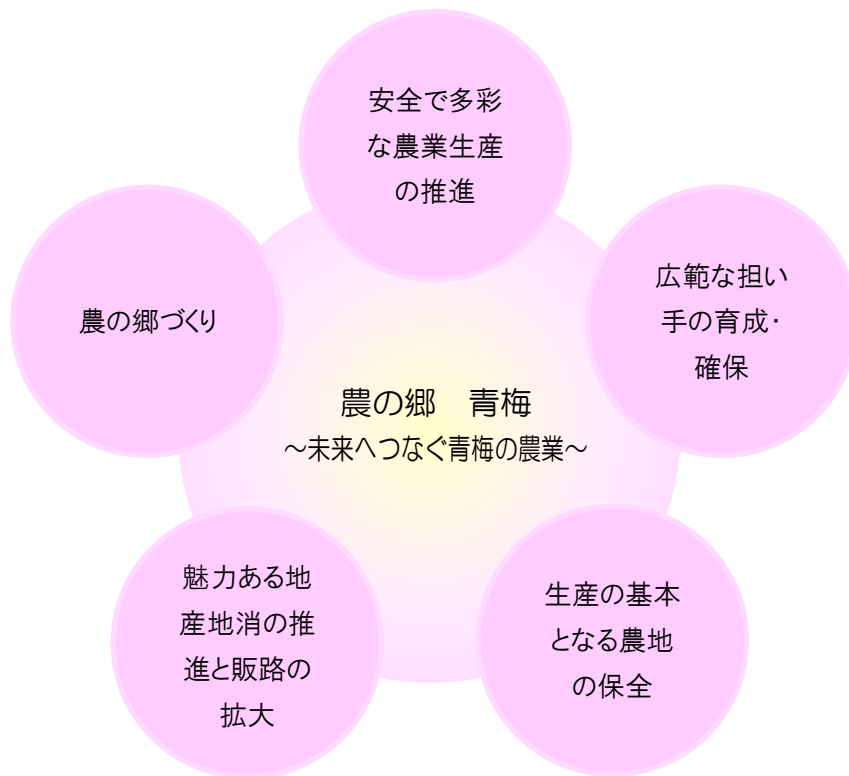
4) 魅力ある地産地消の推進と販路の拡大

- 「共同直売所の充実」、直売の利用機会の拡大などによる「多様な直売の推進」、「6次産業化の推進」、「市内外への販路の充実・拡大」、「観光事業との連携」などを通じて、魅力ある地産地消の推進と販路の拡大を図ります。

5) 農の郷づくり

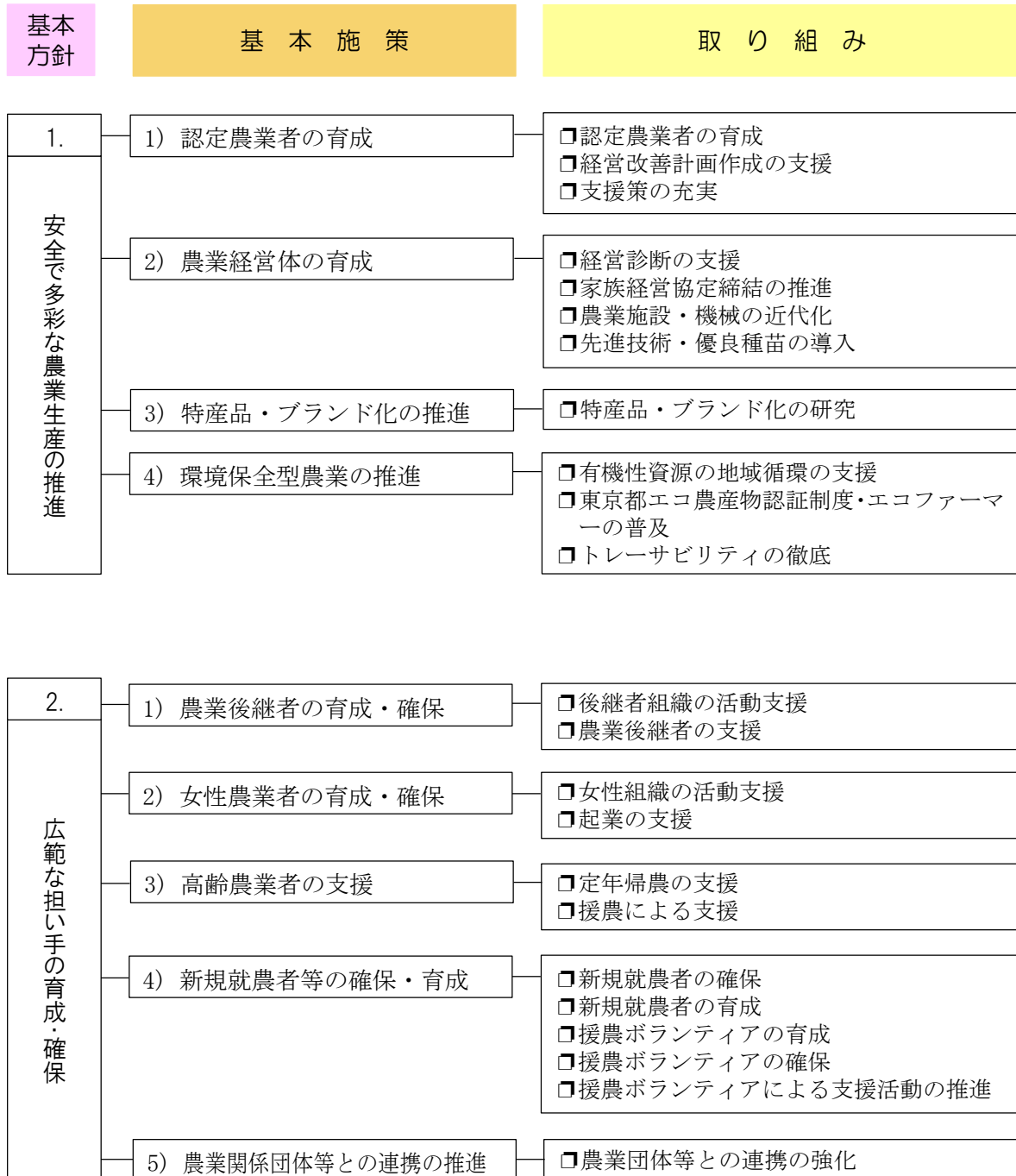
- 「食育の推進」、現在の本市農業を周知するため、広報やホームページを通じた「農業情報の発信」、市民農園や農業体験講習会を通じた「多様な農業体験の推進」、「多面的機能を活用した農地保全」を推進し、農家や市民だけでなく、市外から訪れた人も農を通じて交流できる農の郷づくりを行います。

【将来像と基本方針のイメージ】



(3) 計画体系

将来像：農の郷 青梅 ～未来へつなぐ青梅の農業～



基本方針

基本施策

取り組み

3. 生産の基本となる農地の保全	1) 優良農地の活用	<input type="checkbox"/> 生産緑地の保全 <input type="checkbox"/> 農業振興地域農用地の活用
	2) 生産基盤の整備・保全	<input type="checkbox"/> 農道、用排水施設の整備・補修、ほ場整備 <input type="checkbox"/> 獣害対策の推進
	3) 多面的機能を活用した農地保全	<input type="checkbox"/> 市民のレクリエーションの活用 <input type="checkbox"/> 防災機能の活用 <input type="checkbox"/> 農ある景観の保全
	4) 農地保全の仕組みづくり	<input type="checkbox"/> 遊休農地の解消 <input type="checkbox"/> 流動化制度の普及 <input type="checkbox"/> 有効活用方法の検討 <input type="checkbox"/> JAとの連携による保全体制の整備
4. 魅力ある地産地消の推進と販路の拡大	1) 共同直売所の充実	<input type="checkbox"/> 直売の相互協力 <input type="checkbox"/> 生産量の確保・機能拡大の検討
	2) 多様な直売の推進	<input type="checkbox"/> 旬の農産物直売 <input type="checkbox"/> 農家の直売促進 <input type="checkbox"/> 定期市等の開催
	3) 6次産業化の推進	<input type="checkbox"/> 女性農業者団体等による加工の推進 <input type="checkbox"/> 加工品の開発や加工施設導入の検討 <input type="checkbox"/> 農商工連携の推進
	4) 市内外への販路の充実・拡大	<input type="checkbox"/> 学校給食等の利用拡大 <input type="checkbox"/> スーパーマーケット等への販売拡大 <input type="checkbox"/> 地元飲食店の利用の拡大 <input type="checkbox"/> 公共利用の拡大
	5) 観光事業との連携	<input type="checkbox"/> 観光施設における販売の拡大 <input type="checkbox"/> イベントとの連携
5. 農の郷づくり	1) 食育の推進	<input type="checkbox"/> 伝統料理の継承 <input type="checkbox"/> 学校教育における食文化の継承
	2) 農業情報の発信	<input type="checkbox"/> 農産物、農業情報の発信 <input type="checkbox"/> 農業イベントや農業見学会の開催
	3) 多様な農業体験の推進	<input type="checkbox"/> 多様な農園の整備 <input type="checkbox"/> 多様な農業体験の場づくり
	4) 多面的機能を活用した農地保全	<input type="checkbox"/> 市民のレクリエーション活用 <input type="checkbox"/> 防災機能の活用 <input type="checkbox"/> 農ある景観の保全

4. 本市農業の施策展開

(1) 安全で多彩な農業生産の推進

1) 認定農業者の育成

積極的かつ意欲的に取り組む農業者を認定農業者へ認定するため、認定農業者制度を推進するとともに、本市農業の中核となる認定農業者を育成・拡大するための制度普及、相談・研修活動および認定農業者の相互交流を推進します。また、国や東京都、本市の支援策の有効活用と新たな支援策の充実を図り、認定農業者の拡大に努めます。

取り組み	内 容
認定農業者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ◆農業委員会だより等を活用した認定農業者制度の普及 ◆農業簿記講習等、各種講習会の実施 ◆相談・研修活動の推進 ◆ホームページ、広報を用いた制度のPR
経営改善計画作成の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆東京都西多摩農業改良普及センターや東京都農業会議等、関係機関と協力した経営改善計画作成等の支援活動 ◆認定農業者の相互交流
支援策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆青梅市農業経営改善計画実施事業補助金や青梅市農林業近代化資金の活用 ◆国・都の助成施策の活用 ◆農地利用の情報把握と提供 ◆新たな支援策の研究

2) 農業経営体の育成

経営診断の支援や家族経営構成員一人ひとりの能力と意欲を発揮できる環境をつくるための家族経営協定の締結等を支援し、個々の農業経営体の育成を推進します。

東京都や青梅市の補助事業を活用した農業機械の近代化や東京都西多摩農業改良普及センター等と連携し、営農集団の育成支援を行います。

取り組み	内 容
経営診断の支援	◆経営相談会の開催
家族経営協定締結の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆事例等の情報提供 ◆協定締結の支援
農業施設・機械の近代化	◆計画要望に応じた都・市の補助事業の活用(東京都の都市農業パワーアップ事業等)
先進技術・優良種苗の導入	◆東京都農林総合研究センターや東京都西多摩農業改良普及センターとの連携による指導の充実

3) 特産品・ブランド化の推進

多彩な農産物の生産を行っている本市農業の特徴を生かすため、TOKYO-Xやウメなど既にブランドとなっている農産物を育成していくとともに、6次産業化の推進などにより地区特性を生かした新たな特産品、ブランド化の研究を進めます。

令和3年度から、植物防疫法に基づく緊急防除の指定が解除され、青梅市全域でウメ等の再植栽が可能になりました。また、「梅の里再生計画」は、令和2年度をもって計画期間を満了しました。

なお、今後のウメ輪紋ウイルスのまん延防止のため、令和2年度までの強化対策地域において、再植栽した梅を中心に3年間の経過観察を行うとともに、アブラムシ防除等、梅農家の支援を行います。

また、東京都西多摩農業改良普及センターと連携し、農業者がウメの新品種を導入を支援するなど、新たな特産品、ブランド化の積極的な推進を図ります。

取り組み	内 容
特産品・ブランド化の研究	<ul style="list-style-type: none"> ◆ TOKYO-X・ウメ等、既存ブランドの普及および拡大の検討 ◆ 東京都西多摩農業改良普及センターとの連携、6次産業化の推進による新たな特産品、ブランド化の検討

4) 環境保全型農業の推進

東京都が実施している東京都エコ農産物認証制度などの普及や、有機たい肥等への補助等を実施し、既に実施している減農薬・減化学肥料栽培などの環境保全型農業をさらに推進します。また、トレーサビリティの徹底を図るなど、安全・安心な農産物を供給できるよう努めます。

取り組み	内 容
有機性資源の地域循環の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 農家の連携による堆肥づくりの支援 ◆ 公共施設等の生ゴミ等の活用検討 ◆ 臭気対策等環境整備の支援 ◆ 農業振興団体に対する環境保全型農業推進のための補助
東京都エコ農産物認証制度・エコファーマーの普及	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 制度のPR ◆ 希望農家の支援策の検討
トレーサビリティ [※] の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 法規制遵守のための情報提供

※トレーサビリティとは、食品の生産、加工、流通等の各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先等の記録を記帳・保管し、食品とその情報を追跡および遡及できるようにする仕組み

(2) 広範な担い手の育成・確保

1) 農業後継者の育成・確保

J A西東京青壮年部などの後継者組織に対する研修や農業経営者クラブとの交流活動等を支援し、農業後継者の農業技術や経営の向上を図るとともに、農業施設・機械の近代化、新たな作物の導入などによる農業経営を支援します。

また、都の制度の有効活用や後継者組織との交流による農業後継者の拡大を図ります。

取り組み	内 容
後継者組織の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修・交流・先進地視察等の活動の支援 ◆農業経営者クラブとの交流や技術指導の推進 ◆後継者に魅力ある経営や作物の検討
農業後継者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆都や財団等が主催する講習会等の活用 ◆後継者組織との交流の推進

2) 女性農業者の育成・確保

女性農業者がいきいきと活動できるよう、女性組織の活動を支援するとともに、未加入の女性農業者への啓発を進めます。また、女性農業者の特徴を生かした起業を支援し、新たな農業展開を図ります。

取り組み	内 容
女性組織の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆活動や視察等の支援 ◆研修会の開催および参加の促進 ◆家族経営協定の普及・啓発
起業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆農産物加工等の支援 ◆講習会の開催

3) 高齢農業者の支援

定年退職者による就農も農業後継者として位置づけ、既存制度の有効利用や交流を支援します。また、希望農家の把握や援農の仕組みを検討し、高齢農業者への援農による支援を図ります。

取り組み	内 容
定年帰農の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆東京都西多摩農業改良普及センターが主催する定年等就農者セミナーなどの普及・参加促進
援農による支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆希望農家の把握 ◆援農ボランティアの育成と派遣の仕組みづくり

4) 新規就農者等の確保・育成

東京都農業会議や財団等の担い手育成事業の活用や農地のあっせんなどの支援を行い、新規就農者の確保・育成を推進します。また、既存の制度を有効活用し、市内外の人による援農ボランティアを育成するとともに、消費者と農家とを結ぶ仕組みづくりを推進します。

取り組み	内 容
新規就農者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内にある学校と農家の交流機会づくり ◆ホームページや広報等による就農情報等の発信
新規就農者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ◆都や財団等の担い手育成事業の活用 ◆農業研修や農地貸借受入農家の把握、あっせん

援農ボランティアの育成	◆ボランティア希望市民および受入農家の把握と制度の検討 ◆都や財団等の援農ボランティア事業の活用
援農ボランティアの確保	◆ホームページや広報等による情報発信 ◆市内にある学校や施設との連携
援農ボランティアによる支援活動の推進	◆ボランティア希望市民の受入農家への派遣など、支援活動のネットワークづくり

5) 農業関係団体等との連携の推進

J Aや農業者団体、東京都西多摩農業改良普及センター等との連携を推進し、農家を支援します。

取り組み	内 容
農業団体等との連携の強化	◆ J Aや市内の学校との連携による農家の支援 ◆ 農業者団体の活動の支援

(3) 生産の基本となる農地の保全

1) 優良農地の活用

農業振興地域農用地区域は、物流拠点をはじめ市の土地利用方針をふまえつつ、認定農業者など意欲ある農家や法人等への集積を検討するとともに、市民が農業に親しめる機会や農業者との交流の場を設け、農業者や市民の相互理解が深まるような取り組みを推進します。

取り組み	内 容
生産緑地の保全	◆全筆調査による肥培管理の徹底 ◆農業体験農園の検討
農業振興地域農用地の活用	◆全筆調査による肥培管理の徹底 ◆農業経営基盤強化促進法による農地の利用権設定を通じた新規就農者や担い手、法人等への農地の流動化の促進

2) 生産基盤の整備・保全

各地区の要望に基づき、農道、用排水施設の整備・補修、ほ場整備を行うとともに、獣害から農地を保全するための対策を検討し、農産物の安定的な供給や生産性向上を図ります。

取り組み	内 容
農道、用排水施設の整備・補修、ほ場整備	◆計画要望に対応した国・都・市の補助事業の活用
獣害対策の推進	◆市内猟友会や周辺自治体との連携による有害鳥獣の捕獲 ◆電気柵等による防除策の推進 ◆周辺自治体と連携した対策の検討

3) 多面的機能を活用した農地保全

環境保全、レクリエーション、防災、景観など、農地の持つ多面的機能を活かして、市民との協働による多様な活用を進めることで、農地の保全を図ります。

取り組み	内 容
市民のレクリエーションの活用	◆農業体験農園、市民農園等の普及
防災機能の活用	◆防災空間としての農地の保全
農のある景観の保全	◆水田景観の保全の研究 ◆梅林等の景観保全の研究

4) 農地保全の仕組みづくり

農業経営基盤強化促進法のPR等を通じ、農地の流動化を図り、農地保全の仕組みづくりを進め、遊休農地の解消、農地の有効活用を図ります。

取り組み	内 容
遊休農地の解消	◆所有者への指導の徹底
流動化制度の普及	◆ホームページや広報、農業委員会だよりを活用した農業経営基盤強化促進法のPRや説明会等の開催 ◆普及資料の作成と活用
有効活用方法の検討	◆援農、新規就農と生産拡大のための研修農園の検討
J Aとの連携による保全体制の整備	◆賃借希望農家の把握とあっせん ◆農地銀行等の仕組みの検討

(4) 魅力ある地産地消の推進と販路の拡大

1) 共同直売所の充実

市内2か所の共同直売所(かすみ直売センター・グリーンセンター)の充実化や、共同による生産、加工を検討するとともに、生産委託や援農など生産農家の育成を支援します。

共同直売所の加工、流通などの機能強化を検討し、農家が納入しやすく、多様な販売が可能となるような体制を検討します。

取り組み	内 容
直売の相互協力	◆農産物の相互納入 ◆共同生産・加工の検討
生産量の確保・機能拡大の検討	◆生産農家の育成・支援 ◆流通加工の仕組みの検討

2) 多様な直売の推進

生産した農産物を有効活用し、観光事業等と連携するなど、農家や市民が利用しやすいような販売場所の工夫や販売方法を支援することによって農家の直売を推進し、J Aの支店等を活用した定期市等を開催するなど、直売の利用機会の拡大を推進します。

取り組み	内 容
旬の農産物直売	◆観光事業と連携した直売の推進
農家の直売促進	◆畝売り、株売り、もぎ取り等の直売の普及
定期市等の開催	◆J Aの支店等の活用検討

3) 6次産業化の推進

女性農業者団体等による地場農産物を活用した加工品の商品化を支援するとともに、農商工連携に基づいた地区の特性を生かした加工品開発や加工施設の検討を行うことで、6次産業化を推進します。

取り組み	内 容
女性農業者団体等による加工の推進	◆加工品の商品化の推進 ◆加工に関する研修・実践活動の推進
加工品の開発や加工施設導入の検討	◆ウメ、ユズ等の地場農産物を利用した加工品の検討 ◆加工施設導入の検討
農商工連携の推進	◆農業者だけでなく商工業者ともそれぞれの経済資源を連携させることで、高付加価値化の新商品開発や新サービスの提供を推進

4) 市内外への販路の充実・拡大

市内産農産物について、市内だけでなく市外の人も入手しやすい体制をつくり、流通・販路の充実、改善を図ります。

東京都農林水産振興財団や青梅市みどりと水のふれあい事業推進協会と連携し、植木、苗、花きの公共利用の拡大を図ります。

取り組み	内 容
学校給食等での利用拡大	◆学校給食への納入量の拡大 ◆企業の社員食堂等への地場農産物の導入検討
スーパーマーケット等への販路拡大	◆地場農産物コーナーの設置 ◆東京都エコ農産物の販売 ◆インターチェンジやコンビニ等の地場農産物コーナー設置の検討
地元飲食店の利用の拡大	◆地元飲食店・直売所・生産者組織との連携強化 ◆ウメ・ユズ・いちご・シイタケ等の作目に応じた飲食店利用
公共利用の拡大	◆環境緑化と連携した花苗の活用の拡大

5) 観光事業との連携

観光事業との連携を強化し、市内産農産物や観光農園等の農業資源の有効利用を図ります。また、市内外のイベントと連携した新たな農業振興を図ります。

取り組み	内 容
観光施設における販売の拡大	◆農産物のセット販売の検討
イベントとの連携	◆青梅マラソンなどのイベントと連携した直売の実施

(5) 農の郷づくり

1) 食育の推進

地域の風土や環境にあった農産物を使った伝統料理の活用を図り、学校教育における食育を重視し、地場農産物について子どものうちから理解と興味を持たせ、考える習慣や食の安全を身につける取り組みを進めます。

取り組み	内 容
伝統料理の継承	◆市民センターや市民の活動と連携した普及、啓発
学校教育における食文化の継承	◆学校給食における地場農産物の活用と啓発

2) 農業情報の発信

農家とともに、市民に対してもホームページや市報などを活用し、食と農業の現状、農業の果たしている役割、農産物や農業に関する情報等を継続して発信する体制を整えるとともに、農業イベント等を通じ、農産物や農業・農地に直接ふれる機会の拡大・充実に努めます。

取り組み	内 容
農産物、農業情報の発信	◆農業関連ホームページの開設や研究
農業イベントや農業見学会の開催	◆市内農業祭の充実 ◆交流協定締結自治体との連携事業等の情報発信

3) 多様な農業体験の推進

多様な形態の農園整備や農業体験の場を確保し、農業者と市民の相互理解を深めるとともに、市民との協働による農業の活性化を図ります。また、市内だけでなく、市外の人とも農業体験など農を通じた人の交流の活発化を図ります。

学校農園などの農業体験の場を確保し、子どもの頃から農業に触れ、農業に関心を持ち、農の大切さを学べるような環境づくりに努めます。

取り組み	内 容
多様な農園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民農園の整備 ◆農業体験農園の検討 ◆援農や就農を対象とした研修農園の検討
多様な農業体験の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◆幼児・低学年の収穫体験の推進 ◆小学校高学年の栽培加工体験の推進 ◆各種農業体験講習会の実施

4) 多面的機能を活用した農地保全(再掲)

環境保全、レクリエーション、防災、景観など、農地の持つ多面的機能を活かして、市民との協働による多様な活用を進めることで、農地の保全を図ります。

取り組み	内 容
市民のレクリエーションの活用	◆農業体験農園、市民農園等の普及
防災機能の活用	◆防災空間としての農地の保全
農ある景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ◆水田景観の保全の研究 ◆梅林等の景観の保全の研究

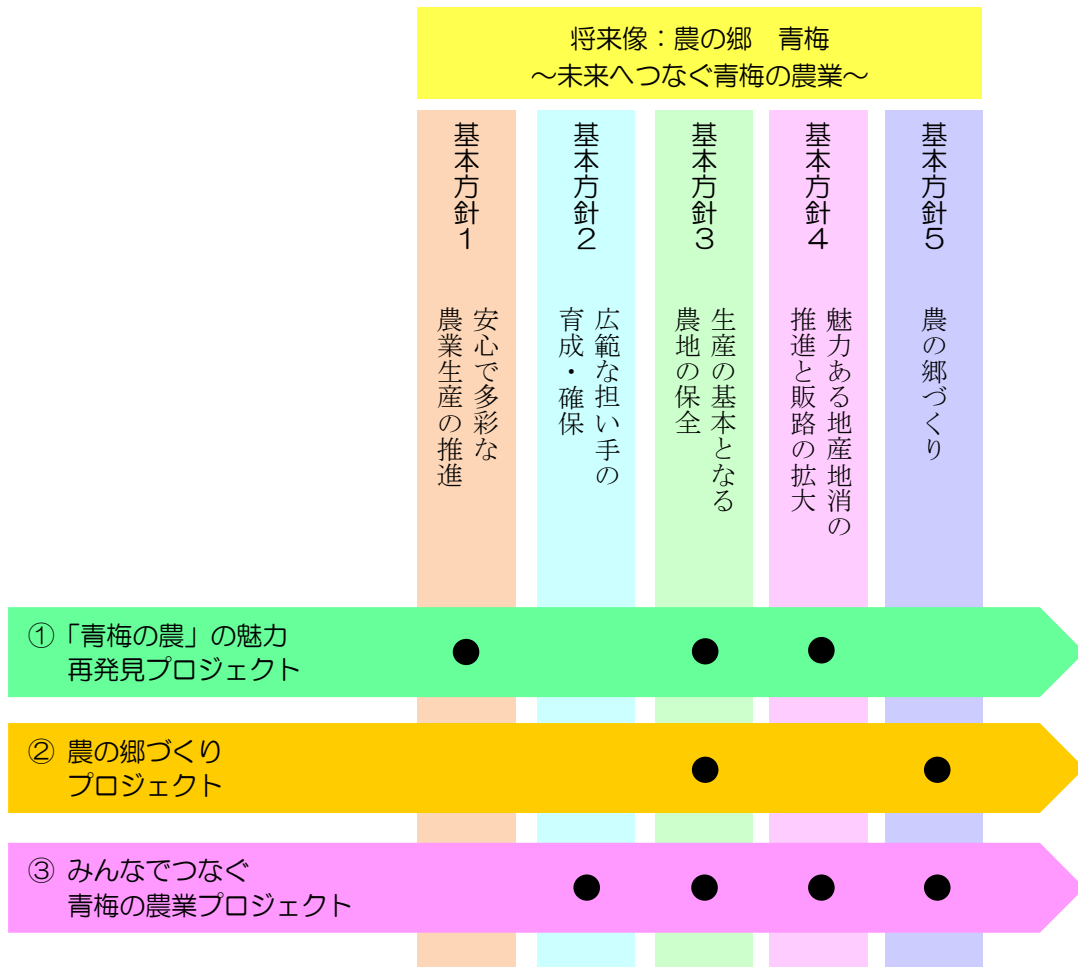
5. 重点プロジェクト

本計画では、将来像である「農の郷 青梅 ～未来へつなぐ青梅の農業～」を目指すため、5つの基本方針と基本方針に沿った22の施策を位置づけています。

本計画では、今後、青梅の農業を未来へつなぎ、時代の変化に対応できる持続可能な農業を行っていくために、計画期間内に特に重点的に取り組むべきものについて、重点プロジェクトとして位置づけ、将来像の実現を目指します。

「重点プロジェクト」は、5つの基本施策を横断的に3つの視点からとりまとめました。各施策が相互に連携し、関連性を保ちながら、戦略的・重点的に取り組むプロジェクトです。本計画の重点プロジェクトの1つ目が、「青梅の農」の魅力再発見プロジェクト」、2つ目が「農の郷づくりプロジェクト」、3つ目が「みんなでつなぐ青梅の農業プロジェクト」です。

【重点プロジェクトと将来像および基本施策との関係】



★重点プロジェクト1：「青梅の農」の魅力再発見プロジェクト

多彩な農産物を生産し、古くからの農業が受け継がれている本市の農の魅力を再発見するとともに、青梅の農業に新たな付加価値を付け加えることで、農家の活性化を目指します。

- 新たな特産品の開発やブランド化を推進し、流通・販路の拡充を図ることで収益力の向上を目指します。
- 農業者と商工業者の連携を促進し、地場農産物を活用した加工品の開発など、農業の6次産業化による農産物の高付加価値化を促進します。
- 東京都の制度等を利用したエコ農産物の普及や既に多くの農家実践している環境保全型農業への取組強化、エコ農産物のPR等を図ることで、安全・安心な農産物の供給を推進します。
- 農業生産基盤の整備による優良農地の確保や農業施設や機械の近代化の支援等を通じて、安定的かつ効率的な農業経営を推進し、農業経営体の育成を促進します。

★重点プロジェクト2：農の郷づくりプロジェクト

本市は、都市近郊にありながら豊かな自然環境や農村空間を有しています。また、市街地には多くの農地が点在し、市民が身近に自然と触れあえる場となっています。こうした本市の特徴を活かし、本市の田園空間を居住地から近い場所で気軽に「農」や「自然」とふれあえる空間と位置づけ、市民や都市住民にとっての身近な故郷(ふるさと)づくりを推進します。

- 市内各地で発生している有害鳥獣による農作物被害や遊休農地の増加などにより本市の特徴である豊かな自然環境や農村空間が失われる恐れがあります。そこで、有害鳥獣の防除等に取り組み、優良農地や貴重な田園空間の保全を推進します。
- 新規就農者や認定農業者など意欲ある農家へ農地のあっせんを行うなど、遊休農地の有効利用を推進します。
- 農地の多面的機能を活かし、防災農地協定の締結、体験農園や農業体験会など農業に接する様々な機会を提供し、交流拠点の強化を推進します。

★重点プロジェクト3：みんなでつなぐ青梅の農業プロジェクト

魅力ある本市の農業を未来へつなぐために、人と農の関係づくりや新たな連携の構築に取り組み、行政や農家、農業団体だけでなく、市民も加えて地域一体となって農業に関わる環境づくりを推進し、農業や農地等の社会的価値の向上を目指します。

- 直売所の品揃えの充実やインショップ販売等により、地産地消拠点の強化を推進します。
- 援農ボランティアによる支援や様々な形態の市民農園、農業体験会など市民が農業に対する理解を深める場を確保し、農家と市民の交流を図るとともに、多様な主体による農地の活用を推進します。
- 教育の場において、農業に対する理解を深める機会として、農業体験や田植え体験等が実施されており、今後とも関係機関と連携し、次世代を担う子ども達に対する食農教育を積極的に展開します。
- 先輩農家による新規就農者の研修、農家の指導付き市民農園の開設など農業を学ぶ環境づくりを行うことによる人材の育成・確保を推進します。
- 地域間・異業種間の人材ネットワークの構築に取り組み、地域一体となった農業支援を推進します。

6. 農業振興計画における目標

(1) 将来像実現のための目標

本計画では、将来像の実現に向けて指標と目標を次のように設定します。

表 6.1.1 基本方針ごとの目標

基本方針	指標	現状 平成 26 年	目標 平成 37 年
1. 安全で多彩な農業生産の推進	◆認定農業者数	45 名	55 名
2. 広範な担い手の育成・確保	◆新規就農者数等	1 名/年	3 名/年
3. 生産の基本となる農地の保全	◆荒廃農地の解消面積	30a/年	30a/年
4. 魅力ある地産地消の推進と販路の拡大	◆農商工連携事業	農商工祭：4 回 青空市場：1 回	農商工連携事業：5 回
5. 農の郷づくり	◆多様な農園の設置数	市民農園 : 17 園 農家開設型農園 : 4 園 体験農園 : 1 園 体験実習農園 : 1 園	市民農園 : 18 園 農家開設型農園 : 5 園 体験農園 : 2 園 体験実習農園 : 1 園

※資料…認定農業者数 : 行政報告書

新規就農者数等 : 東京都農林水産振興財団

荒廃農地の解消面積、農商工連携事業、多様な農園の設置数 : 青梅市

(2) 基本指標

本市の地域特性や経済規模を踏まえ、農業者の主体性や創意工夫を発揮し、魅力ある経営展開を行うことを推進するために、本計画に対応した基本的な指標を以下に示します。

1) 農家数

平成22年現在の総農家数は835戸(農林業センサス)であり、平成17年から平成22年の5年間の傾向が続くものとして、10年後の平成37年の農家数を概ね747戸と設定します。

なお、今後も引き続き本計画に基づく農業振興を行うことにより、設定数以上の戸数確保に努めます。

表6.2.1 農家数の推計 (単位：戸)

年度	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成37年 (推計)
農家戸数	1,316	1,085	919	879	835	747

資料：農林業センサス

2) 農地面積

平成25年の農作物生産状況調査によると、本市の農地面積は481haであり、平成16年から平成25年の9年間の減少が続くものとし、10年後の平成37年の農地面積は概ね422haと設定します。なお、圏央道青梅インターチェンジ周辺開発については、本計画の農地面積の算定において考慮しておりません。

表6.2.2 農地面積の推計 (単位：ha)

年度	平成2年	平成6年	平成11年	平成16年	平成25年	平成37年 (推計)
農地面積	679	615	552	534	481	422

資料：H2～H16…青梅市農業振興計画(平成18年3月)、H25…平成26年度農産物生産状況調査

3) 労働時間と農業所得目標(※東京都農業振興プラン参照 p. 60)

①労働時間

労働力は、主たる従事者1人と補助的従事者1人からなる家族経営を基本とし、パートタイマーを中心とする雇用労働力やボランティアなどの活用も考慮します。

労働時間については、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせた雇用やボランティアなどの活用により、主たる従事者1人当たりの年間労働時間は、概ね1,800時間と設定します。

②農業所得目標

年間農業所得目標については、中核的な農家は、本地域の農業をリードする経営体として、他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、概ね年間1,000万円とします。また、経営基盤や地域の社会的条件、担い手の年齢などに応じて、経営モデルに示す営農類型の組み合わせにより、300万円以上と設定します。

4) 経営モデルの設定

効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型を以下に示します。

表 6.2.3 育成すべき主要営農類型

番号	分類	営農類型	経営耕地 (施設面積) 作付面積 (a)	労働力 (人)	主な品目	農業 所得 (万円)	主な施設・機械
1	野菜	施設野菜に特化した経営	50 (施設30) 130	2 + 雇用1	トマト、キュウリ、ホレンソウ、コマツナ等	1,000	ガラス温室、自動カーテン、暖房機、トラクター
2	野菜	多品目野菜による直売経営	80 (施設10) 120	2	トマト、ナス、キュウリ、ダイコン、ホレンソウ、スイートコーン等	600	パイプハウス、予冷庫、トラクター、播種機、動力噴霧器
3	水稲 + 野菜	露地野菜および稲作を中心とした経営	150 (施設20) 220	2 + 雇用1	キャベツ、コマツナ、米、ブロッコリー、ニンジン、トマト、ねぎ等	600	パイプハウス、トラクター、コンバイン田植え機
4	野菜	共同直売所を利用した経営	50 75	2	トマト、キュウリ、ダイコン、ジャガイモ等	300	トラクター、動力噴霧器
5	茶	小売り販売を主とした生葉・製茶の一貫経営	150 (施設0) 150	2	茶	700	乗用摘採機、防霜ファン、製茶機器、販売施設
6	果樹	ウメ、ユズ、カキ等の生産と加工、販売を主とした経営	60 (施設0) 60	2	ウメ、梅干、ユズ、カキ	300	加工施設、直売施設
7	花き	契約花壇苗と直売野菜苗を中心とした苗木経営	70 (施設10) 110	2	花壇苗、野菜苗、タマネギ、ねぎ、ジャガイモ、サトウ等	450	鉄骨温室、パイプハウス、播種機、砕土機、
8	植木	緑化木を主とした植木・造園経営	200 (施設5) 200	3	ハナズキ、コニファー類、ツツジ類、コンテ植木等	700	鉄骨温室、パイプハウス、バックホー
9	複合	観光農園と直売、レストラン等を組み合わせた複合経営	80 (施設0) 80	2 + 雇用0.5	ブルーベリー、きのこ類等	1,000	加工施設、販売施設、食体験施設
10	畜産	高品質化やブランド畜産物の生産と有用資源の効率的な循環を目指した畜産経営	搾乳牛 30頭	2	生乳	1,000	畜舎、ふん尿処理施設、トラクター、ショベルカー、トラック
			肥育豚 1,200頭/年 (出荷頭数)	2 + 雇用1	肉豚	1,000	
			採卵成鶏 25,000羽	3.5	鶏卵	2,000	
			烏骨鶏 200羽	1	烏骨鶏卵	150	

注：本市の認定農業者の認定については、農業所得目標を300万円以上に設定します。

経営管理の方法は、農産物販売では直売を主に地場流通を促進します。農業経営は、新たな管理手法を取り入れ合理化を進めるとともに、複式簿記記帳により経営と家計の分離を図ることや青色申告の実施を進めます。また、臨時雇用や援農による労働負担の軽減、家族経営協定等による役割分担の明確化を行い、労働環境の改善を進めます。

5) 農用地の利用の集積に関する目標

4)に掲げるこれらの効率的かつ安定期な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次のとおりとなります。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア目標	備考
14%	

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地面積を算定すると、61ha(認定農業者の実態調査[平成27年3月末時点])となり、平成37年の農地面積422haに対する割合は14.4%(61ha/422ha×100%)となります。

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農業経営基盤強化促進事業及び農用地利用集積円滑化事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めます。

6) 農業経営基盤強化の方向

各々の農業経営類型に共通した方向付けとして、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、農業経営基盤の強化を促進するための措置を講じていく必要があります。このため、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対しては、認定農業者制度の普及を図るとともに、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等が連携して支援を行うための体制(担い手育成支援協議会)を整備し、資金支援やその他の農業経営基盤の強化を促進するための支援措置を集中的に実施していきます。

また、規模拡大による農業経営の改善を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手を適切に結びつけて利用権設定等を進めます。

また、農業従事者の高齢化や担い手の不足により遊休化、低未利用化している農地については、今後、なるおそれがある農地を含め、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規程による農業経営改善計画(以下「認定農業者」という。)への利用集積を図るとともに、農作業受託組織の検討、育成を図るなど農業上の利用の増進を図ります。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想で定めるべき事項で、本計画に記載のない事項については、別紙に示します。

7. 推進体制

(1) 計画推進に向けた各主体の役割と推進体制

今後、計画を実現していくためには、農業者をはじめ関係団体、市民、行政が連携し、それぞれの役割を担い、主体的に取り組むことが重要です。そのため、計画実現に向けた各主体に期待される役割を以下に示します。

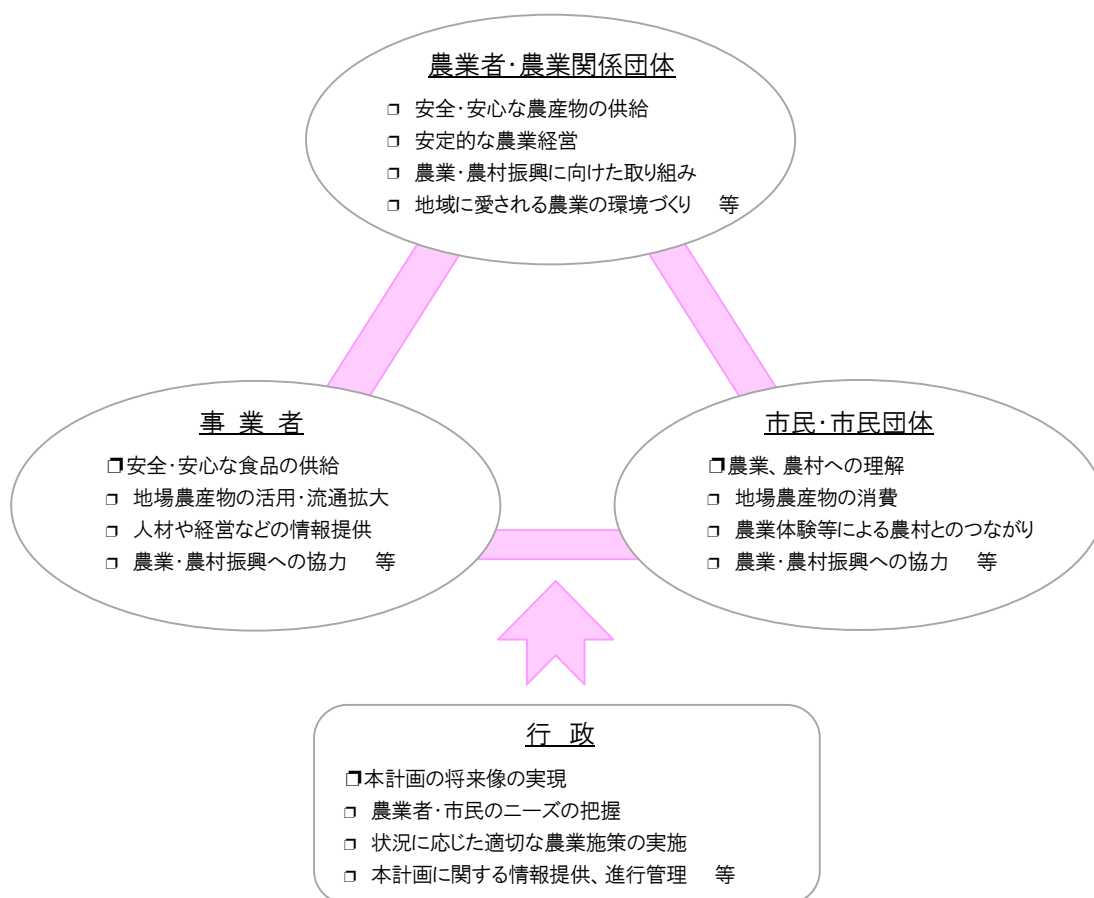


図7.1.1 各主体の役割

1) 農業者・農業関係団体に期待される役割

農業者、JAなどの農業関係団体は、市内をはじめ市外にも安全・安心な農産物を安定供給することが期待されます。また、自らが農村における地域づくりの主体であることを認識し、環境保全型農業、農業・農村が持つ多面的機能の更なる発揮など、本市の農業振興に向けた取り組みを進め、地域住民や市外から訪れる都市住民に愛される農業の環境づくりを行うことが期待されます。

【具体的な役割】

=農業者=

- 安全・安心な農産物の安定供給
- 農業の担い手、農地、農業環境の管理者として計画を主体的に進行
- 市民、事業者、行政との連携による農業・農村振興に向けた取り組み

=農業関係団体=

- 農業者団体の活性化を図るための取り組み
- 農業経営を進めやすい環境づくり
- 農業者と市民、民間団体、行政を結ぶ役割

2) 事業者期待される役割

事業者は、安全・安心な食品を消費者に供給するとともに、地場農産物の活用・流通拡大を図ることが期待されます。また、人材や経営等に関するノウハウなどの情報提供を行い、事業活動において本市の農業振興に協力することが期待されます。

【具体的な役割】

- 安全・安心な食品の供給
- 地場農産物の活用・流通拡大
- 地域の構成員として、地場農産物の消費拡大など農業者と市民を結ぶ役割
- 人材や経営のノウハウなどの提供

3) 市民に期待される役割

市民は、食料や農業が市民生活に果たしている役割の重要性について理解と関心を深めるとともに、地場農産物の購入や農業体験などへの参加により、農業者や市外の都市住民とのつながりを強め、本市の農業振興に協力することが期待されます。

【具体的な役割】

- 安全な食生活、地域環境の担い手として計画を主体的に進行
- 農業の理解者として農業者との連携、支援

4) 行政に期待される役割

行政は、本計画で掲げられた将来像の実現に向けて農業者や市民のニーズ、現状と課題を的確に把握し、その時の状況に応じた適正な農業施策を実施していきます。

【具体的な役割】

- 本計画の将来像の実現
- 農業者や市民のニーズの把握
- 計画に基づいた、適切な農業施策の実施
- 本計画に関する情報提供、進行管理

(2) 進行管理

計画の進行管理については、農業振興対策審議会で定期的に行うものとします。

1) 取り組み状況の把握・評価

毎年、現況値や目標の達成状況を把握します。また、計画の詳細な取り組み状況については、担当が進捗状況を把握・評価します。農業者や市民が計画の進捗状況を把握でき、農業者や市民の意見を聞けるような仕組みづくりを行います。

2) 具体的な取り組みの検討と計画への反映

本市総合長期計画の見直しや取り組み状況等をふまえ、具体的な取り組み(事業)を再検討し、必要に応じて計画の見直しを行います。

8. 策定懇談会記録

(1) 青梅市農業振興計画策定懇談会とは

食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第8条の趣旨を踏まえ、青梅市農業振興計画を策定するに当たり、計画に必要な事項を検討するため設置しました。

(2) 委員名簿

本策定懇談会は、農家、市民、関係団体、学識経験者、関係行政機関等から構成されています。

表8.1.1 青梅市農業振興計画策定懇談会 委員名簿

氏名	区分	所属
宮寺 藤雄	農協代表者	J A 西東京 代表理事常務(H27. 11. 3退任)
青木 広	農協代表者	J A 西東京 代表理事常務(H27. 12. 7就任)
高橋 正行	地域農業者代表	霞台地畑地区
増田 孝夫	地域農業者代表	霞水田地区
原嶋 利一	地域農業者代表	三田山麓地区
木村 功	地域農業者代表	小曾木地区
市川 久	地域農業者代表	成木地区
原嶋 曜子	消費者代表	青梅食を考える会 会長
小峰 ゆかり	消費者代表	パルシステム東京 青梅委員会 副委員長
北沢 俊春	学識経験者	東京都農業会議 事務局長
石井 功	農業委員会委員	農業委員会 土地部会長

(3) 開催状況と検討内容

策定懇談会は、平成26年度に2回、平成27年度に4回開催し、以下の内容を検討しました。

表8.3.1 開催状況と検討内容

回数	開催日	検討内容
第1回 策定懇談会	平成26年10月17日(金)	◇青梅市農業振興計画の考え方 ①目的 ②位置づけ ③全体のスケジュール ◇農家・市民アンケートの実施について
第2回 策定懇談会	平成27年3月20日(金)	◇青梅市農業の現状と課題について ①青梅市農業の現状 ②農家・市民アンケート調査結果 ③農業者団体ヒアリング結果 ④青梅市農業の現状と課題
第3回 策定懇談会	平成27年6月3日(水)	◇農業振興計画の位置づけ ◇第三次青梅市農業振興計画の将来像および基本方針の検討 ◇第三次青梅市農業振興計画の基本施策の検討
第4回 策定懇談会	平成27年8月11日(火)	◇青梅市農業の施策展開について ◇重点プロジェクトについて ◇農業振興計画における目標について
第5回 策定懇談会	平成27年10月26日(月)	◇第三次青梅市農業振興計画(素案)について
第6回 策定懇談会	平成28年2月15日(月)	◇第三次青梅市農業振興計画(案)について ◇パブリック・コメントの結果について

【資料】

(1) 農業振興に関する農家および市民へのアンケート調査

本計画改定にあたり、農家が青梅市の農業・農地や、今後の農業経営についてどのような考えを持っているか、また、市民が青梅市の農業・農地についてどのように感じ、どのような考えを持っているかを把握するためにアンケート調査を実施しました。概要は、以下のとおりです。

表 農業振興に関する農家および市民へのアンケート調査概要

項目	農家	市民
①実施主体	青梅市	
②実施時期	平成26年11月21日～12月5日	
③調査対象	青梅市全農家	青梅市民、16歳以上 1,000人(無作為抽出)
④配布・回収方法	郵送による配布および回収	
⑤配布数	1,028部	1,000部
⑥回収数(回収率)	540部 (52.5%)	458部 (45.8%)
参考：平成16年回収数 (回収率)	709部 (64% 配布数1,108部)	516部 (50% 配布数1,040部)
⑦調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ■農業生産と販売について ■農地について ■農業の担い手について ■農業経営について ■有機、減農薬栽培について ■地域住民との交流やこれからの都市農業について 	<ul style="list-style-type: none"> ■農業生産と販売について ■農地について ■農業の担い手について ■農業経営について ■有機、減農薬栽培について ■地域住民との交流やこれからの都市農業について

(2) 農業関係団体へのヒアリング

本計画の改定にあたり、現在の農業生産の現状や今後の見通し等について、市内農業者団体から率直な御意見を伺うため、意見交換会を実施しました。

意見交換会では、今後の農業経営・生産、担い手の育成・確保、流通、農地の保全等についての現状と課題、10年間後の姿や必要なこと等についての意見を伺い、本計画改定に反映することを目的として行いました。

《開催概要》

- 1) 開催回数 : 3回(西部地区、北部地区、東部地区 各1回ずつ)
- 2) 参加対象者 : 農業関係団体 各地区10名程度
- 3) 開催時間 : 1回あたり約1時間30分程度
- 4) 開催内容 : ①青梅市農業の現状と10年後の目指す姿
②これからの青梅の農業について必要なこと、やりたいこと
※①と②は、「農業生産・農業経営」、「後継者・担い手」、「流通」「農地保全」、「交流」、「その他」の項目について主にヒアリングを行いました。

表 ヒアリングの開催日程

地区	日時	場所	参加者
西部 地区	H27.2.2(月) 13:00~14:30	梅郷市民 センター	■JA 西東京グリーンセンター生産者組合および野菜・果樹・園芸部会、しらうめ会 合計 12名 ■青梅市 合計 2名 ■コンサルタント 合計 3名
北部 地区	H27.2.6(金) 13:00~14:30	小曾木 市民 センター	■小曾木農業者振興会、成木農業者振興会、畜産振興会 合計 8名 ■青梅市 合計 2名 ■コンサルタント 合計 3名
東部 地区	H27.2.13(金) 9:00~10:30	JA 西東京 かすみ ふれあい センター	■西東京農協霞園芸生産組合・委託苗木生産管理部会・青壮年部、青梅市そさい振興会、青梅市樹苗養成振興会、青梅市茶業振興会、グリーンプラム、青梅市花卉生産研究会、青梅市農業経営者クラブ、畜産振興会 合計 14名 ■青梅市 合計 3名 ■コンサルタント 合計 4名

第三次青梅市農業振興計画

発 行 者／青梅市

発 行 日／平成 28 年 3 月

企画編集／青梅市まちづくり経済部農林課

〒198-8701 東京都青梅市東青梅 1-11-1

TEL : 0428-22-1111 (代表)